

群馬県文化財防災ガイドライン

令和4年3月

群馬県

群馬県文化財防災ガイドライン 目次

はじめに	1
I 文化財防災ガイドライン作成の目的	
1 文化財防災ガイドライン作成の経緯	3
2 文化財の種類と保護の対象	5
II 文化財防災の体制づくりにあたって	
1 災害に備えた取組	7
1) 地域の文化財の把握	
① 未指定を含めた文化財の把握	
② 災害リスクの洗い出し	
2) 発災時の情報収集及び救援体制の構築	
① 行政機関や関係者の役割分担の明確化と防災計画の作成	
② 定期的な防災訓練の実施と普及啓発	
2 発災時の対応	12
1) 発災直後の対応と被害の把握	
2) 被害情報の集約と救援方法	
3 災害発生後の対応	13
4 復旧に向けた対応	14
III 具体的な対応	
1 所有者・管理団体	15
1) 災害に備えた取組	
2) 発災時の対応	
3) 災害発生後の対応	
4) 復旧に向けた対応	
2 市町村	18
1) 災害に備えた取組	
2) 発災時の対応	
3) 災害発生後の対応	
4) 復旧に向けた対応	
3 県	20
1) 災害に備えた取組	
2) 発災時の対応	
3) 災害発生後の対応	
4) 復旧に向けた対応	

4	地域住民・民間団体	22
	1) 災害に備えた取組	
	2) 発災時の対応	
	3) 災害発生後の対応	
	4) 復旧に向けた対応	
5	文化庁及び国関係機関等	23
	1) 災害に備えた取組	
	2) 発災時の対応	
	3) 災害発生後の対応	
	4) 復旧に向けた対応	

	課題と今後の取組について	26
--	--------------	----

資料編

文化財防災チェックリスト

所有者・管理団体用（建造物、有形民俗文化財の建造物）	28
所有者・管理団体用（美術工芸品、建造物以外の有形民俗文化財）	29
所有者・管理団体用（史跡・名勝）	30
所有者・管理団体用（天然記念物）	31
市町村用	32
県用	33

災害発生時のフローチャート

所有者・管理団体用（火災、風水害・雪害、地震、火山災害）	34～37
市町村用（大規模火災、風水害・雪害、地震、火山災害）	38～41
県用（大規模火災、風水害・雪害、地震、火山災害）	42～45

文化財被害報告様式

所有者・管理団体用（行政機関への報告様式）	46
-----------------------	----

文化財が被災した際に必要な手続き一覧	47～48
--------------------	-------

災害に関する参考資料リンク集	49
----------------	----

市町村文化財担当部局連絡先一覧	50
-----------------	----

はじめに

群馬県は比較的災害が少ない地域と言われているが、過去には大規模な災害が発生している。現在、県は、防災・減災対策を検討する上で、大規模な自然災害(地震、風水害・雪害、火山噴火)について被害想定を行っている(第1表)。このうち最も被害規模の大きいものとして県南部の関東平野北西縁断層帯主部で発生するM8.1の地震が想定されており、県南部地域において、多大な人的・物的被害とともに、広範囲にわたる道路やライフラインの断絶が発生すると予測される。この想定では、震度6強以上に達するとされている地域内に99件の国・県指定文化財が所在しており(平成24年(2012)時点)、市町村指定や未指定を含め、相当数の文化財への被害の発生が予想できる。

このような災害から文化財を守っていくためには、所有者や管理団体、行政機関(県・市町村・文化庁)、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター(以下、「文化財防災センター」という。)等の国の関係機関に加えて、ヘリテージマネージャー協議会、群馬歴史資料継承ネットワーク、群馬県地域文化研究協議会等の文化財に関わる民間団体、地域住民といった多様な関係者が連携する必要がある。それぞれの関係者は、文化財防災について求められる役割があり、災害時はもとより、平時においても連携していかなければならない(第2表)。

本ガイドラインは、これら多様な関係者が災害への対策を整えるとともに、災害時に迅速かつ円滑な救援・復旧活動を行うことができるよう、文化財防災についての認識を共有するための基盤となるものである。今後、県・市町村及び文化財の所有者・管理団体は、本ガイドラインを活用して、それぞれの役割や文化財類型に応じた独自の防災計画を作成し、より実効的な文化財防災体制を目指すこととする。なお本文中では、特別な断りがない限り、「県」・「市町村」とともに文化財担当部局を示すこととする。

第1表 県が想定している大規模災害

種別	名称	内容	想定される被害の概要
地震	関東平野北西縁断層帯主部による地震(※1)	M8.1 最大震度7	県西部の広範囲で震度6強以上。死者約3,130人、負傷者約17,740人、建物の全壊・全焼約60,460棟。震度6以上または延焼推定地域に所在する国・県指定文化財99件(※1)
	太田断層による地震(※1)	M7.1 最大震度7	太田市や伊勢崎市東部で震度6強以上。死者約1,130人、負傷者約7,880人、建物全壊・全焼約22,280棟。震度6以上または延焼推定地域に所在する国・県指定文化財22件(※1)
	片品川左岸断層による地震(※1)	M7.0 最大震度7	沼田東部や片品南部で震度6強以上。死者約20人、負傷者約90人、建物全壊・全焼約340棟
水害	想定し得る最大規模の降雨による県内一級河川の洪水被害(※2)	491mm/3日(八斗島上流で想定)	県南部から東部の利根川・渡良瀬川流域を中心に約400平方キロメートルの範囲で浸水。約24万世帯に被害
火山噴火	浅間山の大规模噴火(※3)	天仁元年(1108)噴火の規模で想定	溶岩流や火砕流が発生。最大高崎市あたりまで、火山碎屑物が約20cm程度堆積する可能性あり

※1 「群馬県地震被害想定調査報告書」平成24年(2012) なお表中の文化財件数は平成24年時点の数である。

※2 「群馬県水害リスク想定マップ(想定最大規模)」平成30年(2018)

※3 「大规模噴火のハザードマップ(浅間山)」平成30年(2018)

第2表 関係者の役割

(※本表における関係者間の関係については、10頁第4図で図示している。)

	災害に備えた取組	発災時の対応	災害発生後の対応	復旧に向けた対応
所有者・管理団体	<ul style="list-style-type: none"> i 適切な維持・管理 ii 災害リスクの把握とリスクに応じた対策の実施 iii 防災計画の作成 iv 調査記録の作成 v 緊急時の連絡先・連絡方法の把握 	<ul style="list-style-type: none"> i 避難行動の開始 ii 人命の安全確保 iii 消防への通報と初期消火等の初動対応 iv 文化財への被害の確認 v 対応可能な範囲での応急処置の実施 vi 地元市町村への報告 	<ul style="list-style-type: none"> i 避難行動の開始 ii 二次被害の防止 iii 文化財の被害状況記録の作成 iv 応急措置の実施 v 法令上の手続の実施(指定等文化財) vi 本格的な修理・復旧方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> i 修理・復旧計画の策定 ii 修理・復旧事業の実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> i 地域内の未指定含む文化財リストの作成と災害リスクの把握 ii 所有者・管理団体の災害対策の支援 iii 地域における協働体制の構築 iv 文化財防災に関する普及 	<ul style="list-style-type: none"> i 避難行動開始の要請 ii 地域内の文化財被害情報を集約し県へ報告 iii 被災文化財の救援活動の準備 	<ul style="list-style-type: none"> i 所有者・管理団体による被災文化財の応急措置の支援 ii 被災文化財の救援活動の周知 iii 文化財の被害状況の調査と集約 iv 法令上の手続の周知と支援 	<ul style="list-style-type: none"> i 修理・復旧計画作成への指導・助言 ii 修理・復旧事業への支援
県	<ul style="list-style-type: none"> i 市町村の未指定含む文化財リストの作成支援 ii 県内文化財の災害リスクの集約 iii 所有者等及び市町村の災害対策の支援 iv 県内の連携と広域連携体制の構築 v 文化財防災に関する普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> i 避難行動開始の要請 ii 県内文化財の被害情報の集約 iii 文化庁・文化財防災センター等へ被害情報報告 iv 被災文化財の救援活動の準備 	<ul style="list-style-type: none"> i 市町村による災害対応の支援 ii 県内文化財の被害状況記録の集約 iii 県内の支援体制の組織とマネジメント(必要に応じて) iv 大規模災害時は、文化庁・文化財防災センターと連携して災害に対応 	<ul style="list-style-type: none"> i 所有者・管理団体の修理・復旧計画作成への指導・助言 ii 修理・復旧事業への指導・助言、補助金交付等による支援 iii 県内の文化財の被害状況記録の作成と対応策の検討
地域間住民団体等	<ul style="list-style-type: none"> i 市町村の文化財リスト作成への協力 ii 災害時の連携・協力方法の把握 	<ul style="list-style-type: none"> i 所有者・管理団体が行う初期対応に協力 ii 文化財の避難作業の協力 	<ul style="list-style-type: none"> i 被災文化財の応急措置や二次被害の防止措置への協力 ii 文化財の被害状況調査への協力 	<ul style="list-style-type: none"> i 修理・復旧計画作成や事業実施への協力 ii 修理・復旧に関する調査・研究への協力
文化庁及び関係国	<ul style="list-style-type: none"> i 文化財防災に係る基本方針や対策の策定・周知 ii 防災事業への補助金交付等による国指定等文化財の災害対策の推進 iii 文化財防災センターによる文化財防災の取組 	<ul style="list-style-type: none"> i 文化財被害情報の収集 ii 救援・支援活動の要否の判断 iii 被災文化財の取扱いに関する指示 	<ul style="list-style-type: none"> i 被災文化財の応急措置への指示や技術的・専門的な指導・助言 ii 広域の支援体制の組織とマネジメント(大規模災害時) 	<ul style="list-style-type: none"> i 被災文化財の修理・復旧に関する指示や技術的・専門的な指導・助言 ii 文化財防災センターによる未指定文化財の処置等に関する技術支援 iii 国指定等文化財の修理・復旧に係る補助金の交付

I 文化財防災ガイドライン作成の目的

1 文化財防災ガイドライン作成の経緯

日本列島は、その地形や地質、気候的な特徴から、世界的にみても自然災害の多い地域である。平成23年(2011)の東北地方太平洋沖地震をはじめとする大規模地震や、台風や大雨に起因する風水害や土砂災害等の自然災害が全国各地で毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしている。文化財も例外ではなく、これらの災害によって数多くの文化財がき損、滅失した。

群馬県でも、これまでの発掘調査や文献に残された記録によって、古墳時代の2度にわたる榛名山の噴火や平安時代(818年)の大地震、平安時代と江戸時代の浅間山の噴火等、歴史的に大きな災害に見舞われてきたことが知られており、近代以降も、台風や大雨による大規模な水害や地震による被害が発生している(第3表)。ここ10年間に限っても、台風や暴風、大雪、地震等により、多数の文化財が被害を受けている(第4表)。

第3表 群馬県の主な災害(紀元後)

発生年月	和暦	種別	被害状況	備考	出典
3世紀末		噴火	長野県境の浅間山が噴火。県内広域に火山砕屑物が降下。	主な被災遺跡：日高遺跡	-
5世紀末		噴火	榛名山の噴火。県下の広範囲で火山砕屑物や泥流の堆積が確認されている。金井東裏遺跡で初めて人的被害が確認された。	主な被災遺跡：金井東裏遺跡、中筋遺跡、三ツ寺I遺跡	-
6世紀中頃		噴火	榛名山の噴火。榛名山の北東側を中心に大量の火山砕屑物が降下。	主な被災遺跡：黒井峯遺跡	-
818年8月	弘仁9年	地震	山崩れ谷を埋める。赤城山麓で山崩れ、地割れ多数発生。	関東諸国に被害。推定M7.5	②
1108年	天仁元年	噴火	浅間山の噴火。県内広域に火山砕屑物が降下し田畑が荒廃した。	『中右記』に被害の記載あり	-
1742年8月	寛保2年	水害	渡良瀬川：境野(現桐生市)地先で堤防決壊。利根川：永楽村舞木(現千代田町)で600間(約1,086m)と100間(約181m)破堤。烏川満水。榛名山麓より前橋・伊勢崎・福島(現玉村町)を押し流す。増水7尺~2丈(約2~6m)あまり。	江戸時代最大級と言われる洪水	②
1783年8月	天明3年	噴火	浅間山の噴火により、山麓での土石なだれや、吾妻川・利根川流域で泥流発生。死者1,500人以上、被害家屋2,000棟以上。火山灰の降下は関東一円に及ぶ。		②
1786年7月	天明6年	水害	渡良瀬川：西谷田村(現板倉町)にて70間(約127m)破堤。利根川：流域に甚大な被害及ぼす。富永村上五箇(現千代田町)で146間(約264m)破堤。大島(現館林市)で決壊5町6反、下流部や各河川でも破堤続出。		②
1846年8月	弘化3年	水害	渡良瀬川：海老瀬村(現板倉町)で破堤。利根川：富永村上五箇駒形で146間(約264m)破堤。上中森(現千代田村)外数十箇所水害。土地295町(約290ha)荒廃する。		②
1910年8月	明治43年	水害	台風による被害。利根川・渡良瀬川が氾濫し、邑楽郡で被害甚大。8/6~14までの総雨量は前橋：427.8mm、草津：760.2mm、下仁田：679.1mmを記録。	明治時代最大規模の洪水	②
1916年2月	大正5年	地震	浅間山北麓で激しい揺れ。碓氷村で山崩れ発生。家屋の倒壊7棟、破損112棟。	M6.2	①・②
1923年9月	大正12年	地震	関東大地震。東京震度6、前橋震度4。負傷9人、家屋の倒壊49棟、半壊8棟ほか。	神奈川県西部震源、M7.9	①・②
1931年9月	昭和6年	地震	西埼玉地震。高崎・渋川・五料(玉村町)：震度6、前橋：震度5。死者5人、家屋倒壊166棟、半壊1,769棟、山崩れ31,500坪。利根川沿いに液状化発生。	埼玉県北部震源、M6.9	①・②
1935年9月	昭和10年	水害	停滞していた前線を二つの台風が刺激して山梨・群馬を中心に豪雨。死者218名、家屋全壊・流出1,326棟等大きな被害発生。		④
1947年8月	昭和22年	噴火	浅間山の噴火。山頂付近に噴石落下、湯の平で山火発生。登山者11人死亡。		①
1947年9月	昭和22年	水害	カスリーン台風。前橋、赤城山等で記録的豪雨。赤城山山麓で土石流発生。海老瀬村(現板倉町)で利根川堤防決壊。死者592人、家屋全壊1,936棟等被害甚		①~③
1949年8~9月	昭和24年	水害	キティ台風。神奈川から新潟にかけて台風が縦断。勢多郡東村沢入(現みどり市)で土砂災害発生したほか、死者44人、家屋全壊326棟等の被害発生。		①・③
1959年9月	昭和34年	水害	伊勢湾台風。暴風半径大きく39都道府県にわたり被害が発生。河川氾濫、強風による被害甚大。県内では死者10人、家屋全壊536棟等。		①・③
1964年6月	昭和39年	地震	新潟地震。前橋：震度4。被害は主に利根・吾妻郡。負傷1人、家屋損壊1棟。	新潟県沖震源、M7.5	①・②
1966年9月	昭和41年	水害	台風第26号。県中央部を通過した台風により県内各所で風雨による被害発生。県内では死者15人、家屋全壊447棟等。		①・③
1982年8月	昭和57年	水害	台風第10号。東海地方に上陸した台風が日本海側へ縦断。県内では豪雨による土砂崩れや川の増水等により、死者5人、家屋全壊56棟等の被害が発生。		①

発生年月	和暦	種別	被害状況	備考	出典
2004年10月	平成16年	地震	新潟県中越地震。県内の広範囲で震度5~4。県内では負傷者6人、家屋一部損壊1,055棟等。	新潟県中越地方震源、M6.8	①~③
2011年3月	平成23年	地震	東北地方太平洋沖地震。桐生市で震度6弱。県内では死者1人、負傷者41人。家屋半壊7棟、一部損壊17,246棟等。	三陸沖震源、M9.0	①
2014年2月	平成26年	大雪	関東地方沿岸に接近した低気圧と上空の寒気の影響による記録的な大雪。前橋では最深積雪73cmを記録。県内では死者8人、家屋全壊3棟、一部損壊3,662棟		①

- ① 「[群馬県地域防災計画](#)」 令和4年(2022) 群馬県
 ② 「[群馬の自然災害](#)」(第4回地盤工学会関東支部発表会) 平成19年(2007) 黒岩測量設計事務所
 ③ [前橋地方気象台 HP](#)
 ④ [国土交通省利根川水系砂防事務所 HP](#)

第4表 群馬県の近年の災害による国・県指定等文化財の被害件数

発生年	原因	被害件数										合計
		国重文	国史跡	国名勝	国天然	国登録	重伝建	県重文	県史跡	県天然	県選定	
2011年 (平成23)	台風第12号		4		1							5
	東北地方太平洋沖地震	6	12			63		15	5	2		103
2012年 (平成24)	暴風(4月2日)	1	3(1)					1				5(1)
	台風第4号		9	1				3	3		1	17
2013年 (平成25)	台風第18号	1	3(1)	1								5(1)
	台風第26号	1	2			1				1		5
2014年 (平成26)	大雪	3	15	2	4	6	1	7	5	11		54
	台風第18号					1						1
	台風第19号			1								1
2015年 (平成27)	地震	1										1
2017年 (平成29)	台風第21号		1			1						2
2018年 (平成30)	台風第24号		2							3		5
2019年 (令和元)	台風第19号	1	5(1)		1	1			2	1		11(1)
合計		14	56(3)	5	6	73	1	26	15	18	1	215(3)

※()は国宝・特別史跡の数(内数)

重伝建は、全体で1件としているが、実際は多数の建造物に被害があった。

自然災害だけではなく、失火による焼失や盗難、人為的なき損等も文化財への被害をもたらす原因となる。昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大も、祭り等の伝統行事の中止が相次ぎ伝承の機会が失われるなど、無形民俗文化財の継承に大きな影響を与えかねない。このような災害から文化財を守り、将来に継承していくための取組がこれまでになく求められている。

令和元年度に策定した「[群馬県文化財保存活用大綱](#)」では、文化財の防災や災害時の対応について理念を定めるとともに、災害に備えた体制の整備を今後県が重点的に取り組むテーマの一つとした。本ガイドラインは、この取組の一環として作成するものであり、災害に備えた事前の対策や災害時のタイムライン(防災行動計画)、多様な関係者の連携体制等についての方針とともに、具体的な取組を示すものである。文化財の所有者・管理団体、文化財

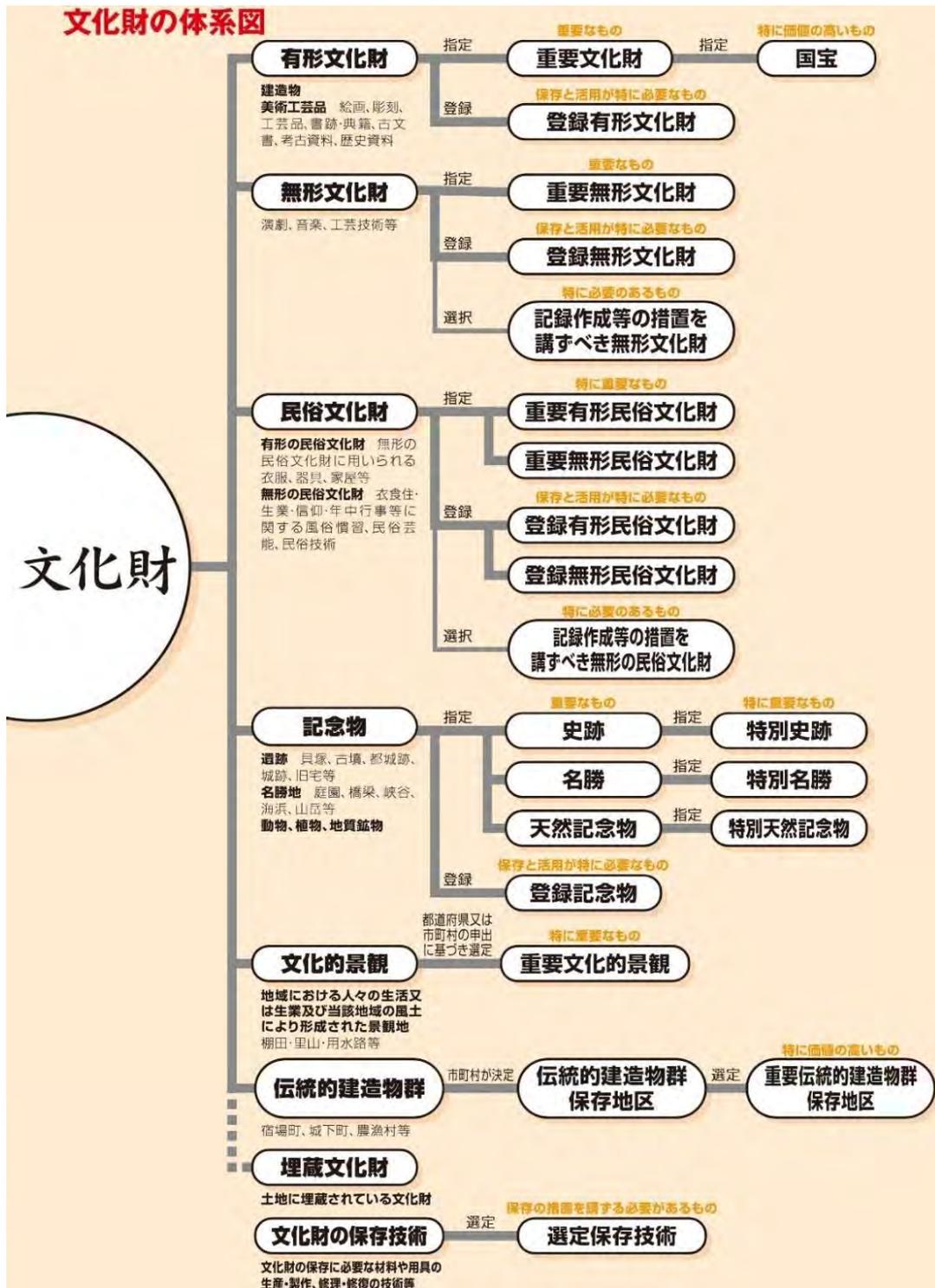
に関わる各種団体、県・市町村の文化財担当部局及び防災担当部局等、文化財の防災に関わる全ての関係者が、本ガイドラインに基づき行動することによって、災害対策への取組を進めるとともに、災害時の文化財への被害を最小限にとどめることを目的とする。なお、今後の社会状況の変化や災害対策に係る技術開発等に対応できるよう、群馬県文化財保護審議会防災専門部会で、定期的に本ガイドラインの検証と見直しを行っていく。

2 文化財の種類と保護の対象

文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類される(第1図)。この他に、地中に埋蔵されている文化財全般にあたる埋蔵文化財や文化財の材料製作・修理等に係る伝統的な保存技術があり、これらすべてが文化財保護法による保護の対象となっている。

これらの文化財のうち特に価値の高いものは、国や県、市町村の指定や選定、登録等、法律や条例に基づいたより強い保護の制度がある。災害時にも速やかに被害状況の把握がなされ、優先的に保護・保全の措置がとられている。一方、未指定の文化財は、その現状が十分に把握されておらず、過去の災害の際には、必要な手当てがなされないまま人知れず失われてしまったものも多い。未指定文化財も地域を語るうえで欠かせない文化遺産であり、将来の指定候補でもある。平成30年に改正された文化財保護法では、未指定文化財も含めた地域の文化財を総体としてとらえ、地域社会全体で保存、活用しつつ将来に継承していくという方針が示されている。

本ガイドラインでも、未指定文化財を含めた上記の文化財総体を保護の対象としている。なお、以後特別な断り書きがない限り、「文化財」は指定・未指定を含む全ての文化財を指すものとする。



第1図 文化財の体系図 (文化庁ホームページより)

Ⅱ 文化財防災の体制づくりにあたって

1 災害に備えた取組

災害がいつ発生するかを完全に予測することは不可能である。そのため、発生を想定して、事前に災害対策を講じておく必要がある。

地域の文化財の実態を把握し、災害の危険性を事前に確認して万全の対策を取っていれば、被災する文化財を大幅に減らすことが可能である。また、所有者・管理団体、行政機関、地域住民、民間団体等、各種関係者の災害時の役割分担やタイムライン、連携の在り方等をあらかじめ定めた防災計画を作成しておけば、速やかな救援・復旧作業に取り掛かることができる。

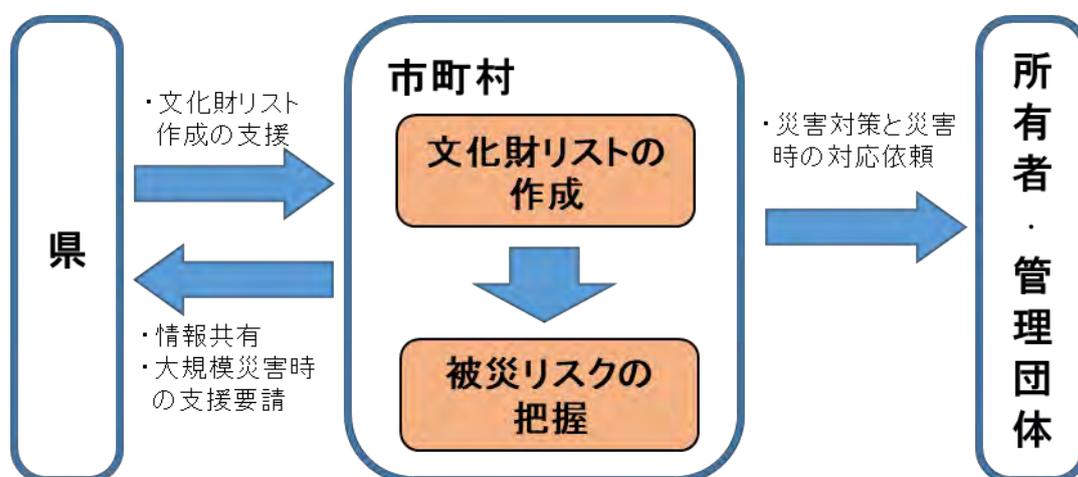
このような観点から、文化財への被害を軽減するための事前の取組について記す。

1) 地域の文化財の把握

① 未指定を含めた文化財の把握

災害に備えた取組は、地域にどのような文化財が所在されているかを把握することから始まる。どこにどのような形で文化財が保管・管理されているか、指定等文化財に限らず、広く未指定を含めて把握する必要がある。そうして把握した文化財をリスト化することによって、保護すべき対象を可視化することができる。災害時にも、救出すべき文化財の情報が多様な関係者の間で共有することで、迅速な救援活動につなげることが期待できる。

地域の文化財の把握には、悉皆的な調査が必要である。市町村がリストを作成する際には、これまでに県や市町村が実施した様々な文化財調査の報告書や、市町村史作成時の調査資料を基に、そこで報告されている文化財の現状確認から始めることを推奨する。現状確認の作業を行うことによって、調査が不足している地域や文化財類型を把握し、今後必要な調査の内容を明らかにすることができる。また、所管する博物館や資料館、図書館、学校等の施



第2図 災害に備えた文化財リストの作成

設に収蔵されている資料についても、リスト化して文化財部局と情報を共有しておく。

リスト作成に必要な調査を行う場合、文化財保護法で制度化された[文化財保存活用地域計画](#)(以下、「地域計画」という。)の作成が有効である。地域計画は市町村域内の文化財の保存と活用に関する総合的な計画であるが、その中で地域の文化財の把握が求められている。また、地域計画の作成には市町村や県、文化財の所有者・管理団体のほか、学識経験者や文化財保存活用支援団体等、多様な関係者からなる協議会を設置することができ、文化財の調査や文化財防災にもこの協議会の参加団体や関係者との連携が期待できる。これらの地域計画の作成に係る文化財調査や協議会の運営には国の補助制度も設けられており、積極的に活用することが望まれる。

多岐にわたる文化財の調査については、先述の地域計画の作成等、多様な関係者が参画して実施する方策を検討する。大学の研究室が県内の市町村と協同で文化財調査を行った例や、地域の公民館活動を通じて文化財の掘り起こしを行った例などもあり、先行事例を参考としてそれぞれの市町村に適した形で実施する。

また、文化財が被災して、修理が不可能なまでに大きく破壊された場合などに備え、調査記録を作成しておくことが必要である。記録が残っていれば、その後の修理や復旧に大いに役立てることができる。盗難被害に対しても、法量等の情報と写真があれば、警察への届出や全国照会等を迅速に行うことが可能となる。特に、無形文化財及び無形民俗文化財は、被災後の人口流失や地域社会の衰退等によって人知れずなくなってしまう危険性がある。そのため、映像を含む記録作成が急務となっている。技や技術の記録の他に、担い手や保存会の現状を確認する。あわせて、芸能などが行われる場所と使用する道具の保管状況について記録することが重要である。映像等による技や技術の記録とともに、人、場所、道具の情報を記録することで、無形文化財及び無形民俗文化財の保存の可能性が広がることとなる。

②災害リスクの洗い出し

文化財リストの完成後は、個々の文化財にどの程度の災害リスクが存在するかを把握した上で、想定される災害の種類や規模に応じ、必要な対策を検討していく。

自然災害に関しては、文化財の所在地や保管場所を地域のハザードマップと照らし合わせて、水害や土砂災害の危険性の有無を確認しておく。県や市町村が作成したハザードマップは、それぞれのホームページで公開されているほか、防災パンフレット等として地域内に戸別配布されている場合も多い。県の統合型 GIS システム「[マッピングぐんま](#)」には、浸水想定地域や土砂災害、地震被害の想定範囲等の防災地図とともに、国・県指定文化財や埋蔵文化財包蔵地の地図データも公開しており、情報の集約に活用しやすい(第 3 図)。ただし、近年では、災害が想定されていなかった地域でも、想定以上の大雨による浸水被害や土砂災害が発生しており、近くに河川や崖、急傾斜地、または老朽化した建造物等がある場合には注意しておく必要がある。

火災や盗難については、火気の使用や漏電の可能性、可燃物の放置、侵入盗の可能性、死

角の有無等、失火・放火・盗難の危険性の有無を改めて確認する。建造物については、耐震診断を実施して、十分な耐震性を有しているか確認する。

市町村は、管内の被害想定に応じて動産文化財の安全な避難場所の確保に努める。県も独自に避難場所を確保するほか、各市町村の避難場所の情報を集約し、相互支援が必要な場合に備えておく。博物館や資料館、文書館等は、史資料の収集と保存管理をその社会的な役割の一つとする専門的な施設である。個人所有の動産文化財で十分な防災対策が取れないものは、博物館や資料館、文書館等へ寄託等を行うという方法も考えられる。



上:国・県指定等文化財位置図(青のドット)
下:洪水浸水想定区域図(ピンク及び黄色のハッチング範囲)

第3図 マッピングぐんまの文化財分布図と災害被害想定図の比較

2) 発災時の情報収集及び救援体制の構築

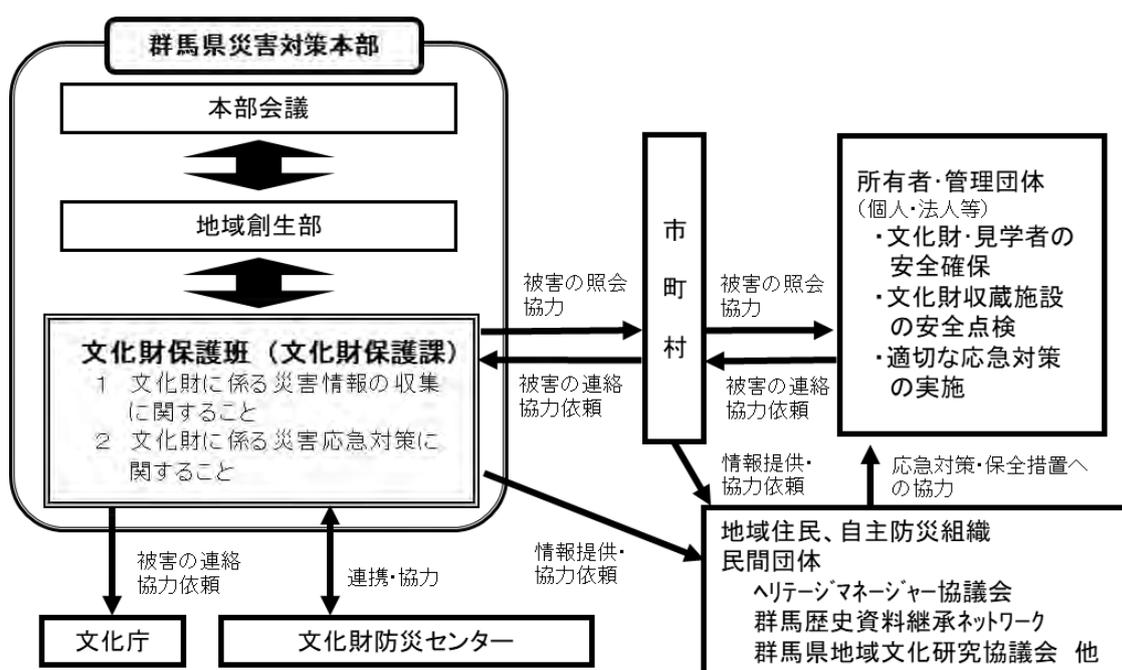
① 行政機関や関係者の役割分担の明確化と防災計画の作成

災害時に、被害を受けた文化財(以下、「被災文化財」という。)の救援を迅速に行うためには、平時から関係者の間で役割分担と防災計画を検討し定めておくことが有効である。

大規模災害となれば、県や市町村の行政機関だけでは文化財への被害の把握と即時的な救援措置を十分に行うことは困難であり、地域住民や自主防災組織、消防団等と協力体制を築く必要がある。また、地域で活動している文化財に関わる各種団体や個人を把握し、事前に協力・連携を申し入れ、具体的な役割分担を定めておくことが望ましい。

群馬県地域防災計画では、県の文化財保護課が文化財の被害の情報収集と応急対応にあたることが定められている。これまでも地震や台風の際には、県が市町村に管内の文化財被害の集約を依頼してきたが、基本的にはその流れを踏襲する。「所有者・管理団体→市町村→県」という情報集約の流れと、連絡方法や連絡先を把握し、それぞれが防災計画の中で定めておく。

大規模災害の際には、電話やメール等の通信手段が使用できない場合がある。また、市町村が災害対応に追われ、通常の文化財関連業務を行えない場合も想定される。通常の連絡体制とともに、災害の種類や規模に応じた情報収集の方法を複数準備することも必要である。近年は多くの人々がスマートフォン等を携帯していることから、SNSを活用した情報発信・収集の方法についても検討する必要がある。令和元年(2019)に発足した群馬歴史資料継承ネットワークのような、多くの関係者が参加しているネットワークを持つ団体等と、事前に情報収集への協力について取り決めておくことが望ましい。



第4図 大規模災害時の文化財保護体制

そのためには、県文化財保護課を中心に、県の関係課や市町村、博物館・文書館・図書館等の関係機関、文化財に関わる各種団体、建築・教育・地域政策等の文化財に関連する教育課程を有する大学等の関係者からなる連絡協議会を組織して、文化財防災・減災の県内ネットワークを早急に構築しなければならない。

また、災害への備えとして、被災文化財の避難所の準備や救済に必要な資材の備蓄を進める必要がある。県・市町村、博物館等関係機関、各種団体が協力して準備・備蓄を進めることで、被災文化財の救助の可能性が広がる。他県では、自治体が避難場所を準備し、資料ネットワークが資材の備蓄と配付を行うという協定を結んでいる事例もある。今後、県内ネットワークにて検討を進めたい。

② 定期的な防災訓練の実施と普及啓発

火災や地震、水害などの災害に対して、文化財が被災することを想定した事前の訓練を実施する必要がある。特に、大規模災害を想定した情報伝達訓練や防災計画の確認は、年度が替わって県・市町村の担当者が変更となった時点等、定期的に行うことが望ましい。

文化財の防火訓練は、文化財防火デーである1月26日前後に防火訓練を実施している場合が多い。消防法では、用途や収容人員に応じて年2回ないし1回の消防訓練の実施が定められており、一部の指定・登録文化財建造物や博物館等の展示・収蔵施設でも実施が義務化されている。消火設備の点検や動作確認、関係者の役割分担の再確認等、火災発生時の迅速な行動につながるものであり、法律上の定めのない文化財建造物等についても定期的な実施を検討されたい。消防訓練の実施については、総務省消防庁が令和2年(2020)に作成した『[国宝・重要文化財\(建造物\)等に対応した防火訓練マニュアル](#)』を参考にする。県内でも、市町村を中心に、消防署や消防団、地域住民等が参加した消防訓練が実施されているが、文化財防火デーの防火訓練のみに終始せず、個々の文化財の災害リスクに応じた訓練を必要な時期に随時行うことが望ましい。



地元消防団による消火訓練の様子



神社の氏子による初期消火訓練の様子

写真1 (防災訓練や研修の写真)

また、文化財防災に関する取組について、それぞれの関係者がいろいろな機会を捉えて広く周知していくことも大切である。文化財の調査や防災訓練等、多くの地域住民に接する機会には、文化財の価値や魅力を伝えるとともに災害対策への協力も呼びかけたい。所有者・管理団体に対しては、被災文化財の保全の必要性とその方法について周知していく。破損して価値が失われたように見える被災文化財も修理や復旧が可能であることを周知していけば、被災後直ちに処分や廃棄される文化財を減らすことにもつなげられる。

なお、被災文化財の取扱いについては、文化財防災センターが紙資料や民俗資料、自然史標本の取扱いについてマニュアルを作成し、動画とともに[ホームページ](#)で公開している。群馬県内にも被災文化財の救援活動を行った経験を持つ関係者がおり、県は、県の関係機関や市町村の文化財担当者等を対象とした被災文化財の取扱い研修を実施していきたい。

2 発災時の対応

1) 発災直後の対応と被害の把握

災害が発生したら、所有者・管理団体は、見学者等の避難誘導や負傷者の救出・救護、火災発生時の通報と初期消火や二次災害の防止措置等、人命の安全確保を最優先で行う。可能であれば、文化財への被害を軽減する措置や文化財の避難などを行う。

大規模災害の際には、災害時の連携・協力を取り決めてある地域住民等、短時間で参集できる関係者に支援を要請する。事前に防災計画を定めておくことで、その都度支援要請を行う必要もなく、迅速な対応が可能となる。

安全が確認された後、所有者・管理団体は文化財への被害の有無やその程度を把握し、支援要請の要不要を判断する。その際に、被害状況を写真等で記録しておく。

市町村は、文化財リストを基に被害情報の収集に着手するとともに、災害の規模に応じて、動産文化財の避難場所の確保や応急措置用資材の調達、活動可能な人材の把握等、救援・救済活動の開始に向けた準備を行う。市町村単独での対応が困難と予測される場合、県は支援に向けた準備を開始する。

2) 被害情報の集約と救援方法

文化財の被害を把握したら、所有者・管理団体は、あらかじめ定めた方法により、市町村の担当者に文化財の被害情報を可能な限り迅速に連絡する。市町村は把握した情報を速やかに県に伝える。市町村だけでの対応が難しい場合、県に支援を要請する。

電話やメールが使用可能な場合は比較的スムーズに集約できるが、大規模災害の際には使用できない可能性が高い。市町村が災害対応で機能できない事態も予想され、県は、職員を派遣するなどあらゆる手段を尽くして、積極的な情報収集に努める。

県は、集約した情報を基に、それぞれの状況に即した具体的な支援方法を検討する。集約した文化財の被害情報は、文化庁や文化財防災センター等と共有し、必要に応じて支援を要請する。



古民家内部の動産文化財の被災



一見ガレキのような被災した民具

写真 2 (被災状況の写真)

- 左：『文化財の記録と継承：文化財を守り、伝えるために：報告書 シンポジウム文化財を災害から守る3』（独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館、2018年）
右：『文化財防災マニュアル ハンドブック 民俗資料のクリーニング処置例 〈地震災害〉・〈水害〉編』（独立行政法人国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室、2019年）

3 災害発生後の対応

被災地の安全が確認された後、本格的な被災文化財の救出活動を開始する。県・市町村は、所有者・管理団体へ専門的・技術的指導・助言や、一時保管場所、応急措置用資材、人材の提供等の支援を行い、被災した文化財の状態把握と応急的な対策を進めていく。文化財の種類に応じて専門家の指導・助言を受けられるよう、文化財防災センター、博物館等の関係機関や、ヘリテージマネージャー協議会、群馬歴史資料継承ネットワーク、群馬県地域文化研究協議会等の民間団体と協力・連携して進めていく。国の指定等文化財については文化庁との調整が必要となるので、適宜情報を共有しながら進めていく。

被災文化財は、被害の状態に応じて適切な保全の措置をとるが、その際にも措置の状況について写真等によりできるだけ詳細な記録を作成しておく。

市町村内で文化財の一時保管場所や必要な資材の確保等ができない場合、県は被災していない市町村間での相互支援のマネジメントを行う。県内のみで対応できない大規模災害の場合は、近隣都県や文化庁、文化財防災センター等への救援要請を行う。県では、現在関東甲信越ブロック等で災害時の広域応援に関する協定を締結しており、今後、構成都県の文化財保護部局との間で広域災害時の応援体制について検討していく。

文化財の救援活動には、多様な関係者が関わることとなるので、県・市町村は、円滑に活動できるよう所有者・管理団体、地域住民、警察、消防等へ活動内容について周知しておく。支援に入る関係者も名札や腕章等を着用し、私有地に立ち入る際には所有者の許可を得るようにする。



汚損紙資料のクリーニング処置



民俗資料のクリーニング処置例

写真3 (被災文化財の取扱い実例)

左：『文化財防災マニュアル ハンドブック 汚損紙資料のクリーニング処置例』（独立行政法人国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室）

右：『文化財防災マニュアル ハンドブック 民俗資料のクリーニング処置例（地震災害）・（水害）編』（独立行政法人国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室、2019年）

大規模災害で多くの文化財が被害を受けた場合、応急措置だけで年単位の期間が必要な場合もある。県や市町村は、群馬歴史継承ネットワーク等の民間団体と連携しながら、応急措置が円滑に進むようマネジメントを行う。全国的な支援体制が組織され、古文書等の歴史資料や植物標本等が他県の関係機関に運ばれて応急措置が行われた例も多い。応急措置のため本来の所在地から移動する場合は、事前にリストや写真記録を作成し、ラベルを添付するなど、取り違えや紛失が生じないようにしておく。

なお、国・県・市町村の指定等文化財については、滅失もしくはき損した場合、あるいは避難や修理のため所在場所を変更する場合、本格的な修理や修旧を行う場合には、定められた期日以内に書面での届出が義務づけられている。県や市町村はそれらの届出について周知し、事務手続の支援を行う(18頁第7表、資料編47~48頁の一覧を参照)。

4 復旧に向けた対応

応急措置の終了後、本格的な修理・復旧作業に着手する。

本格的な修理・復旧に取りかかるまでには、予算の確保や修理方法の検討等、相応の期間を要する。文化財の状態等を勘案し、国や県、市町村、専門家等の指導を受けながら、緊急性の高いものから順次取りかかっていく。被害の状況によっては、複数年にわたる場合もあり、それまでは破損や劣化が進行しないよう、適切な環境で保管しなければならない。

国・県指定等文化財の修理・復旧にあたっては、事前の調整や、文化財保護法及び県条例に基づく手続が必要な場合がある。また、このような修理や復旧には、国や県、市町村の補助制度が活用できるものもあり、所有者・管理団体は、県や市町村に相談しながら進めていく。

Ⅲ 具体的な対応

ここでは関係者ごとに、災害発生前、発災時(発災直後から発災当日)、災害発生後(発災から概ね1ヶ月程度の間)、その後の復旧に向けた中・長期的な対応と、時系列に沿って4段階に分け、それぞれの対応について記載していく。対応方法は文化財の種類によって異なり、全てを網羅的に記載することは難しいため、本ガイドラインを活用して個別の防災計画を作成することが望ましい。

資料編 28～33 頁には、所有者・管理団体、市町村、県の三者について、チェックリストと災害時のフローチャートを掲載した。チェックリストは定期的な現状把握のために、フローチャートは災害時の行動確認のために作成したもので、それぞれの個別の状況に応じて適宜内容を変更して活用して欲しい。

1 所有者・管理団体（文化財の所有者・管理団体となっている県・市町村を含む）

日常の管理を行うとともに、災害に備えた対策や災害時の対応、その後の修理・復旧事業の主体となる。

1) 災害に備えた取組

i 適切な維持・管理

- ・日常点検で劣化・破損箇所を早期に把握し、修繕することで大規模被害の軽減を図る。

ii 災害リスクの把握とリスクに応じた対策の実施

- ・資料編 28～31 頁のチェックリストを活用して災害リスクを把握し、対策を整える。
- ・被災リスクの高い文化財は、保管の場所や方法についてリスクに応じた対策をとる。
動産文化財は、博物館や資料館、文書館等への寄託等、安全な保管方法を検討する。
- ・応急措置用資材を準備する(第5表)。

iii 防災計画の作成

- ・資料編 34～37 頁のフローチャートを参考に、災害時のタイムラインを作成する。
- ・地域住民、自主防災組織、消防団等に災害時の協力を依頼する。
- ・定期的に訓練を実施し、防災設備の点検と動作確認、役割分担や文化財の避難経路等を、関係者とともに確認しておく。
- ・動産文化財は、避難方法や避難場所を災害の種別ごとに想定しておく。
- ・動産文化財を複数所有する場合は、避難の優先順位を整理しておく。

iv 調査記録の作成

- ・図面・写真・映像等による記録を作成し、災害時の破損や盗難被害に備える。

v 緊急時の連絡先・連絡方法の把握

- ・市町村の文化財保護部局、消防、警察等の連絡先を確認し、フローチャートとともに明示しておく。

第5表 応急措置用資材の例

建造物、史跡・名勝・天然記念物	美術工芸品、民俗資料
土のう、バケツ、雑巾、ビニールシート、ロープ、カラーコーン、軍手、ゴム手袋、マスク、台車、懐中電灯、カメラ 等	雑巾、新聞紙、キッチンペーパー、エタノール、ビニールシート、ポリ袋、軍手、ゴム手袋(薄手)、マスク、薄様紙、荷札、段ボール、筆記用具、台車、懐中電灯、カメラ 等

2) 発災時の対応

- i 避難行動の開始
 - ・大雨や大雪、火山噴火等、気象庁から警報が発せられた場合は、防災計画に基づき、災害リスクに応じた予防措置や避難行動を開始する。
- ii 人命の安全確保
 - ・見学者・利用者等の避難誘導を行う。
- iii 消防への通報と初期消火等の初動対応
 - ・火災の場合は、消防への通報や初期消火、延焼防止の措置等を行う。
 - ・文化財建造物や収蔵・展示施設は、通電火災や水漏れ、ガス漏れ等の危険がある場合は、必要に応じて電気・水道・ガス等の供給源を遮断する。
- iv 文化財への被害の確認
 - ・デジタル写真等で被害状況の概要を記録する。
- v 対応可能な範囲での応急措置の実施
 - ・安全に配慮しつつ、破損箇所をシートで覆うなど、水損や飛散防止の対策をとる。
- vi 地元市町村への報告
 - ・地元市町村へ被害の内容を報告する(資料編 46 頁：被害報告様式 参照)。
 - ・対応が困難な場合支援を要請する(文化財防災センターへの建造物 0 次調査※要請等)。
 ※文化財防災センターの 0 次調査：歴史的建造物について、災害後の支援方法の検討のための情報収集を目的とした予備的な調査。

3) 災害発生後の対応

- i 被災文化財の搬出
 - ・動産文化財は、防災計画に基づき、市町村等が確保した文化財の避難場所等、二次被害を受ける危険性のない安全な場所に搬出する。
 - ・やむを得ず搬出できなかった場合は、保管場所の防犯設備等に応じて、市町村へ報告して見回り強化等の盗難被害防止対策をとる。
- ii 二次被害の防止
 - ・建造物や史跡等については、立入を制限するなど二次被害の防止措置をとる。
 - ・搬出した動産文化財は、避難場所の防犯設備が不十分な場合、見回り強化等の盗難被害防止対策を取る。

iii 文化財の被害状況記録の作成

- ・ 県・市町村や民間団体等の専門家の指導により、詳細な被害状況の記録を作成する。

iv 応急措置の実施

- ・ 文化財防災センターをはじめとする専門の機関や団体等の専門家の指導・助言を受け、被害の拡大・進行を防止する応急措置を行う(第6表)。

v 文化財保護法や条例に定められた各種手続の実施(第7表)

vi 本格的な修理・復旧方法の検討

- ・ 県や市町村、専門家等と相談し、被害状況に適した修理・復旧方法を検討する。

第6表 被災文化財の応急措置の概要

種類	取扱い方法	参考資料
建造物・有形民俗文化財(建造物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ シートで覆うなどの水損・飛散防止措置 ・ 破損した部材・破片等の保管 ・ 支保工の設置などによる倒壊防止措置 ・ ヘリテージマネージャーによる被災調査 ・ 応急危険度判定士による危険度判定 ・ 危険箇所への立入禁止措置 ・ 被害状況の記録作成(調査シート、写真等) 	「被災歴史的建造物の調査・復旧方法の対応マニュアル」(公社)日本建築士連合会 「文化財防災ウィール」文化庁
美術工芸品・有形民俗文化財(建造物以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破損した部材・破片等の保管 ・ 水損の場合、早急に汚れを除去して乾燥 ・ 48時間以内に乾燥できない場合、凍結保存 ・ 紙資料も保全すること ・ 被災資料の台帳作成とラベルの添付 ・ 被害状況の記録作成(写真等) 	「文化財防災マニュアルハンドブック(汚損紙資料・民俗資料のクリーニング処置例)」文化財防災ネットワーク推進室 「文化財防災ウィール」文化庁 「被災公文書等修復マニュアル」国立公文書館 「水濡れ史料の救済初期マニュアル」埼玉県地域史料保存活用連絡協議会
記念物	<ul style="list-style-type: none"> ・ シート・土嚢等による崩落箇所等の養生 ・ 破損した復元建造物の保全 ・ 倒壊・落下した天然記念物樹木の保全 ・ 危険箇所への立入禁止措置 ・ 被害状況の記録作成(写真等) 	

第7表 災害時に必要な手続の概要(国・県指定等文化財)

事項	指定区分	文化財の種類	必要な手続	根拠法令等
被災して失われた 又は破損した	国	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、登録有形・有形民俗文化財、登録記念物	滅失・毀損届	文化財保護法
	県	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物	滅失・毀損届	群馬県文化財保護条例
避難や修復のため 所在場所を移動した	国	重要文化財、重要有形民俗文化財、登録有形・有形民俗文化財	所在場所変更届	文化財保護法
	県	重要文化財、重要有形民俗文化財	所在場所変更届	群馬県文化財保護条例
修理、復旧を行う	国	重要文化財、史跡名勝天然記念物	現状変更許可又は修理届	文化財保護法
		重要有形民俗文化財、重要文化的景観、登録有形・有形民俗文化財、登録記念物	現状変更届	
	県	重要文化財、史跡名勝天然記念物	現状変更許可又は修理届	群馬県文化財保護条例
		重要有形民俗文化財	現状変更届又は修理届	

4) 復旧に向けた対応

- i 修理・復旧計画の策定
 - ・県や市町村、国の文化財防災センター、動産文化財の修理設計支援を行っている一般社団法人文化財保存修復学会等、専門的な知見を有する組織や団体等の指導を受けて修理の方法を決定する。
 - ・国指定等文化財の場合は、文化庁との協議や文化財保護法上の手続が必要であり、県や市町村に相談しながら進める。
 - ・県・市町村指定文化財についても、条例等で定められている手続が必要であり、同様に県・市町村に相談・確認して進める。
 - ・建造物や史跡等で大規模な修理・復旧工事が必要な場合は事業計画を作成する。
- ii 修理・復旧事業の実施
 - ・国・県・市町村の指導・助言を受けながら計画的に実施する。
 - ・国・県・市町村等の補助制度の活用や、クラウドファンディング等の民間資金の導入も検討し、必要な資金を確保する。

2 市町村

区域内の文化財総体を把握するとともに、所有者・管理団体の災害対策や、被災文化財の救援活動を支援する。災害時には区域内の被害を集約し、県へ情報を提供する。

1) 災害に備えた取組

- i 文化財リストの作成と災害リスクの把握
 - ・既存の調査資料の活用や追加調査の実施により、悉皆的な文化財リストを作成する。
 - ・リストを基に、所有者・管理団体に災害対策の実施を依頼し、被災時の連絡窓口・連絡方法を周知する。
 - ・文化財リストに基づき、所有者・管理団体にチェックリストの作成を依頼し、災害リスクを集約する。
 - ・所管する博物館、資料館、美術館、図書館、文化財収蔵施設等、文化財を収蔵・保管している施設を把握し、収蔵している文化財のリスト化を進める。
 - ・災害リスクの情報は、文化財リストとあわせて県と共有するとともに、市町村の防災部局にも伝えておく。
 - ・リスクに備えた被災時の応急措置用資材や一時避難場所等を確保する。
 - ・区域内の文化財調査記録を集約しておく。
- ii 所有者・管理団体の災害対策の支援
 - ・専門的な指導・助言や国・県との調整、法律・条例に基づく手続や補助金事務等の支援を行う。
 - ・個別の文化財の防災計画の作成に関して、専門的・技術的な指導・助言を行う。

iii 地域における協働体制の構築

- ・地域住民や地域の郷土史研究団体等、文化財の保存・活用に関わる民間団体とは、文化財調査や文化財防災に関する普及啓発、災害時の情報収集や救援活動への協力体制を築くよう努める。
- ・文化財防火デーの防火訓練や所管する博物館、資料館等の防火設備点検など、消防と連携する機会を利用し、消防署と文化財の情報を共有する。
- ・市町村の災害対応部局や警察、消防等に、災害時の協力と情報提供を依頼する。

iv 文化財防災に関する普及啓発

- ・文化財調査や防災訓練等、地域住民に接する機会に普及啓発活動を実施し、発災時の文化財の避難や情報収集への協力を依頼する。

2) 発災時の対応

i 避難行動開始の要請

- ・気象庁からの警報に限らず、大雨や大雪、火山噴火等事前に被害が予測される場合は、速やかに所有者・管理団体等に注意喚起を行い、個別の防災計画にしたがって対応するよう要請する。

ii 地域内の文化財の被害情報を集約し県へ報告

- ・所有者・管理団体等から文化財の被害情報を収集する(資料編 46 頁：被害報告様式参照)。
- ・被災情報と市町村の対応状況を県へ報告する。
- ・大規模災害時等、災害対応で文化財の被害への対処が困難な場合、県や民間団体等へ支援を要請する。

iii 被災文化財の救援活動の準備

- ・応急措置用資材や被災文化財の一時保管場所等を使用できるよう準備する。

3) 災害発生後の対応

i 所有者・管理団体による被災文化財の応急措置の支援

- ・応急措置や修理・復旧方法の検討についての指導・助言、専門家の紹介等を行う。
- ・応急措置を行う施設や資材・人材を提供する。

ii 被災文化財の救援活動の周知

- ・外部からの支援者による救援活動について地域住民に周知する。
- ・チラシ・貼り紙等で、被災文化財の情報提供と保全を地域住民に呼びかける(写真 4)。

iii 文化財の被害状況の調査と集約

- ・文化財の被害状況を調査し、所有者・管理団体等が作成した被害記録を集約する。

iv 法令上の手続の周知と支援

- ・所有者・管理団体に対し、文化財保護法や条例で定められた被災文化財に関する各種の届出について周知し、事務手続を支援する。

**台風19号により被災した
古文書・民具・写真・美術品等についてのおお願い**

このたびの台風で被災された皆様にお見舞い申し上げます。

市教育委員会文化スポーツ課では、常陸大宮市に残る古い書簡や民具を、先人の足跡として保存し、活用する活動を行っています。

亦に遭ったり、泥で汚れたりした古文書や書簡、写真などはある程度まで復旧することが可能です。

家や地域の歴史を語る古い資料だけでなく、家族や個人の記録として大切にしている資料などもお持ちください。汚れた復旧や復元の程度は問いません。

大切な記録は二度と戻りません。家族の片付け等で、これらの資料を処分、廃棄される前に、ぜひ御相談ください。

たとえば、

- 古文書、書き付けや古い本、ノート、記録 等
- 写真、日記、ご家族の記録 等
- 民具（生活用具を含む） 蓑具・フスマ・屏風 等
- 美術品・掛軸・額装 等
- 自治会や親子、親戚会などの団体の記録や資料 等

■水に濡れた紙資料の応急処置

- できるだけ早く乾燥させてください
- 汚れがひどい場合は水拭きしないでください
- カビが生えていても除菌処理できます

常陸大宮市教育委員会文化スポーツ課の所管する以下の施設でこれらの資料の受け入れやご相談をお受けしています。

お気軽にご相談ください。

文 庫 館 62-0071 北郷子1721
歴 史 民 具 資 料 館 52-1450 中宮町1087-14
文化スポーツ課市史編さん組 52-1111 (内線344) 市役所3階

〒312-0003 大宮市中央一丁目5番5号 庶務課・歴史民具資料館 電話：029-245-4444

**捨てないで！
大切な地域の文書・記録**

常陸大宮市で被災した古い文書・記録や相書・新聞・アルバム・写真などはありませんか。

これらの文書・記録は、家や地域の歴史を未来に伝える大切な存在。大切なものであり、私たちの「心の支え」にもなります。



1秒や数分で汚れたりも、乾燥させて可能な限り復元し、録音することができます。写真も水で洗浄して乾かすことで、録音することが可能です。

もし、保存に困っていたり、捨てようかと迷っている場合は、災害ゴミとして処分してしまう前に、ぜひ一度、文書館までご相談ください。

私たちは 歴史資料を 未来へ伝えます

広島県立文書館（もんじょかん）
〒780-0052 広島市中区宇田町三丁目7-41 広島県博物館プラザ内
TEL082-245-8444 / FAX082-245-4541
Eメール monjokan@pref.hiroshima.jp

捨てないで 地域と家の歴史

一鳥取県中部地震 被災地区の皆様へ—
古文書などの保存についてのおお願い

鳥取県立歴史資料館 鳥取県鳥取市 2017年10月25日

2016年10月21-23日の鳥取県中部地震で被災された皆様には、誠心で御見舞いの申し上げます。

今回のような大災害では、大切な家族や財産とともに、昔から伝わる古い書簡や手紙、香典、香盆などの資料も損傷してしまうこととなります。また、線や香盤などを片付けているなかで、これまで気付かなかった古い物が見つかることもあります。

もし今後、

- ◇ご先祖から伝わった古い書簡や道具が、今回の地震や雨等で傷んだり、こわれてしまった。
※雨などでぬれてしまったものでも、修理できる可能性があります。ぜひご相談ください。
- ◇お宅から古いもの（古文書、古美術品・古い書簡など）が出てきた。
- ◇今後の古い書簡や骨董品の保存について心配がある。

などの場合に以下センターに御連絡ください。ぜひ御相談ください。

〔連絡先〕鳥取地域史研究会 事務局
〒686-0811 鳥取市東町2丁目124 鳥取県立博物館内
電話番号0857-26-8044 FAX0857-26-8044
E-mail: kankoh@kankoh.or.jp

左:常陸大宮市教育委員会文化スポーツ課 中央:広島県立文書館 右:鳥取地域史研究会・山陰資料ネット

写真4 被災文化財の保全を呼びかけるチラシの例

4) 復旧に向けた対応

- i 修理・復旧計画作成への指導・助言
 - ・所有者・管理団体の修理・復旧計画策定に関し、専門的・技術的な指導・助言を行う。
- ii 修理・復旧事業への支援
 - ・計画的に事業を進めるため、国や県の補助制度も活用して、必要な予算を確保する。
 - ・事業の実施にあたり、技術的・専門的な指導・助言や文化庁・県との調整、法令に基づく各種手続の支援等を行う。

3 県

県内の文化財防災に関する方針を示し、市町村と連携して文化財防災体制を確立する。災害時には被災情報を集約し、災害規模に応じた支援体制を組織する。

1) 災害に備えた取組

- i 市町村の文化財リストの作成支援
 - ・既存の調査成果の提供や専門的な指導・助言、専門家の紹介、活用できる補助金の情報提供や事務手続等の支援により、各市町村の文化財リストの作成を推進する。
- ii 県内文化財の災害リスクの集約
 - ・各市町村の文化財リストと災害リスクを集約し、県内全域の災害リスクを把握する。
- iii 所有者・管理団体及び市町村の災害対策の支援
 - ・個別の文化財の防災計画の作成に関して、市町村とともに専門的・技術的な指導・助言を行う。

- ・国・県指定等文化財の災害対策事業への補助金の交付や、専門的な指導・助言、国との調整、法律・条例に基づく手続や補助金事務等の支援を行う。
- iv 県内の連携と広域連携体制の構築
- ・県と市町村で災害時の情報伝達方法を取り決め、定期的に訓練を実施する。
 - ・文化庁や文化財防災センター、近隣都県等の災害時の相談窓口と連絡方法を把握しておく。
 - ・県内の連携に向け、対応可能な人的・物的救援体制、被災文化財の仮置きや応急措置用スペースの有無等の情報を収集する。
 - ・災害時に連携が可能な専門人材や民間団体を把握し、災害時の協力を依頼する。
 - ・県の災害対応部局や警察、消防等に、災害時の協力と情報提供を依頼する。
- v 文化財防災に関する普及啓発
- ・所有者・管理団体や市町村に向け、文化財防災の取組を周知する。
 - ・市町村担当職員や文化財の管理団体を対象に、被災文化財の取扱い研修を実施する。

2) 発災時の対応

- i 避難行動開始の要請
- ・気象庁からの警報に限らず、大雨や大雪、火山噴火等事前に被害が予測される場合は、速やかに所有者・管理団体等に注意喚起を行い、予め定められた防災計画に則して発災に備えるよう市町村を通して所有者・管理団体へ要請する。
- ii 県内の文化財の被害情報の集約
- ・市町村からの報告を受け、県内の文化財の被害情報を集約する。
 - ・停電等で市町村からの報告が受けられない場合、所有者・管理団体等に直接連絡したり、民間団体等に情報提供を依頼したりするなどして情報収集に努める。
 - ・被害の状況に応じて支援の必要性や対応方法を検討する。
- iii 文化庁・文化財防災センター等へ被害情報報告
- ・集約した県内文化財の被害情報を、文化庁や文化財防災センターへ報告する。
- iv 被災文化財の救援活動の準備
- ・人材や応急措置用資材、被災文化財の保管場所の提供等、県内市町村や関係機関、民間団体等で組織できる救援体制を確認する。
 - ・県内の災害状況について県危機管理課から情報を入手し、安全な救援活動が可能な地域や、救援場所までの道路状況等を把握する。
 - ・大規模災害等、県内のみで対応できない場合、文化庁や文化財防災センター、近隣都県等へ支援を要請する。

3) 災害発生後の対応

- i 市町村による災害対応の支援
 - ・応急措置や修理・復旧方法の検討への指導・助言、専門家の紹介等を行う。
 - ・必要に応じて、応急措置用の施設や資材・人材等を提供する。
 - ・市町村とともに、被災文化財に関する法令上の各種届出について周知し、所有者・管理団体の事務手続を支援する。
- ii 県内文化財の被害状況記録の集約
 - ・市町村の作成した被害記録を集約し、県内全域の文化財の被害状況を取りまとめる。
- iii 県内の支援体制の組織とマネジメント
 - ・災害の状況に応じて、県内市町村や関係機関、民間団体等による支援体制を組織する。
- iv 大規模災害時は、文化庁・文化財防災センターと連携して災害に対応
 - ・外部からの支援者に対し、救援対象となる被災文化財や被災地の道路状況等の情報を提供する。
 - ・市町村や県の関係部局等に、外部からの支援者による救援活動を周知する。

4) 復旧に向けた対応

- i 所有者・管理団体の修理・復旧計画作成への指導・助言
 - ・市町村とともに、専門的・技術的指導・助言や、専門家の紹介等の支援を行う。
- ii 修復・復元事業への指導・助言、補助金交付等による支援
 - ・国・県の指定等文化財については、国・県の補助制度についての情報提供や事務手続の支援を行うほか、必要な予算を確保する。
 - ・市町村とともに、技術的・専門的な指導・助言や文化庁との調整、法令に基づく各種手続を支援する。
- iii 県内の文化財の被害状況記録の作成と対応策の検討
 - ・県内全域の被害状況と対応状況を取りまとめて記録として残し、課題を抽出する。
 - ・県文化財保護審議会防災専門部会で改善策等を検討し、『群馬県文化財防災ガイドライン』を改正する。

4 地域住民・民間団体

平成30年に改正された文化財保護法で示された地域の文化財総体を地域総掛かりで継承していくという方針に基づき、文化財の保存・活用において大きな役割を果たすことが期待されている。文化財防災の面でも、地域住民は地域の文化財に最も身近な関係者として、また、民間団体(ヘリテージマネージャー協議会、群馬歴史資料継承ネットワーク、群馬県地域文化研究協議会等。以下同じ。)は、専門的な知識・技能を有する関係者として、所有者・管理団体、市町村を様々な面で支援することが求められている。

1) 災害に備えた取組

- i 市町村による文化財リスト作成への協力
 - ・地域の情報に詳しい県・市町村の文化財保護指導委員や郷土史家、郷土史研究団体等は、未指定文化財に関する情報提供を行う。
 - ・専門家を擁する民間団体は、専門的・技術的な指導・助言を行う。
- ii 災害時の連携・協力方法の把握
 - ・近隣住民や地域の自主防災組織、消防団等は、防災訓練へ参加し、役割分担を確認しておく。

2) 発災時の対応

- i 所有者・管理団体が行う初期対応への協力
 - ・近隣住民や地域の自主防災組織、消防団等は、安全に留意しながら、見学者等の安全確保や消防への通報、初期消火等に協力する。
- ii 文化財の避難作業の協力
 - ・近隣住民や地域の自主防災組織、消防団等は、安全が確認されてから、文化財を避難する作業等に協力する。

3) 災害発生後の対応

- i 被災文化財の応急措置や二次被害の防止措置への協力
 - ・専門家を擁する民間団体は、専門的・技術的な指導・助言を行う。
 - ・地域住民やボランティア等は、行政機関の求めに応じて、飛散・水損防止用のシートかけや支保工の設置、汚泥の除去等の応急措置を行う。
 - ・地域の郷土史家・郷土史研究団体、地元自治会等は、行政機関に対し被災文化財に関する情報提供を、所有者に対し文化財の保管や行政機関への相談の呼びかけを行う。
- ii 文化財の被害状況調査への協力
 - ・専門家を擁する民間団体は、専門的・技術的な指導・助言を行う。

4) 復旧に向けた対応

- i 修理・復旧計画作成や事業実施への協力
 - ・専門家を擁する民間団体は、専門的・技術的な指導・助言を行う。
- ii 修理・復旧に関する調査・研究への協力
 - ・専門家を擁する民間団体は、専門的・技術的な指導・助言を行う。

5 文化庁及び国の関係機関等

文化庁や文化財防災センターを中心とする国関係機関は、平時より文化財防災に関する指導・助言、研修の実施、シンポジウムの開催等の普及啓発、調査・研究活動を通じて、災害

から文化財を守る取組を進めている。災害時には、被災した都道府県と連携して救援、復旧活動の支援を行っている。以下に、文化庁及び国の関係機関が行っている対応について記す。

1) 災害に備えた取組

- i 文化財防災に関する基本的な方針や対策の策定と周知
- ii 防災事業への補助金交付等による、国指定等文化財の災害対策の推進
- iii 文化財防災センターによる文化財防災の取組
 - ・地域内の文化財防災に係る連携体制の構築を支援する。
 - ・全国的なネットワークの構築と、災害時対応ガイドライン(「[文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン](#)」令和2年(2020))等を整備する。
 - ・文化財レスキューと収蔵・展示における技術を開発する。
 - ・研修の実施やシンポジウム・研究会等の開催と、ウェブサイトでの情報公開による普及啓発を行う。
 - ・文化財防災に関する情報の収集と活用を行う。

2) 発災時の対応

- i 文化財の被害情報の収集
 - ・県等から文化財の被害情報を収集し、救援・支援活動の可否を判断する。
- ii 救援・支援活動の準備
 - ・県からの支援要請に応じて、人的・物的支援体制を検討し、準備を開始する。
 - ・文化財防災センターは、災害時対応ガイドラインに沿って、情報収集や救援・支援の体制を検討する。
- iii 被災文化財の取扱いに関する指示

3) 災害発生後の対応

- i 被災文化財の応急措置への指示や、技術的・専門的な指導・助言
- ii 広域の支援体制の組織とマネジメント(大規模災害時)
 - ・専門職員の派遣を含む、全国的な支援体制を組織する。
 - ・文化防災センターは、文化庁からの協力要請を受け、県と連携して参画団体による救援活動等を行う。

4) 復旧に向けた対応

- i 被災文化財の修理・復旧に関する指示や技術的・専門的な指導・助言
- ii 文化財防災センターによる未指定文化財の処置等に関する技術支援
- iii 国指定等文化財の修理・復旧に係る補助金の交付による支援(第8表)

第8表 災害復旧事業に活用できる国庫補助事業

補助事業名	事業者	対象
重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業	所有者または管理団体	重要文化財(建造物・美術工芸品)
重要有形民俗文化財修理・防災事業	所有者または管理団体	重要有形民俗文化財
登録有形文化財建造物修理等事業	所有者または管理団体	登録有形文化財(建造物) (建造物及び付属設備の災害復旧工事にかかる設計管理事業に限る)
歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	所有者または管理団体 地方公共団体(歴史の道)	史跡・名勝・天然記念物、登録記念物、歴史の道
文化的景観保護推進事業	地方公共団体	重要文化的景観
重要文化財等防災施設整備事業	所有者または管理団体 地方公共団体(重要文化的景観、需要伝統的建造物群保存地区、歴史の道)	重要文化財(建造物・美術工芸品) 重要有形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区、歴史の道
重要伝統的建造物群保存地区保存事業	保存地区が所在する市町村	重要伝統的建造物群
民俗文化財伝承・活用等事業	所有者または保護団体、地方公共団体	重要無形民俗文化財

※令和4年3月現在

課題と今後の取組について

本ガイドラインは、本県文化財防災の体制づくりへ向けた第一歩となるものであり、体制づくりに向けた課題の全てに対応できたわけではなく、今後も検討を重ねていく必要があるため、残された課題と今後の取組について記す。

①文化財リストの作成

文化財防災においては、文化財リストの有無が被災文化財の救助率に大きく影響する。そして、文化財リストには、すべての文化財の所在場所が記載されていなければならない。県はリストの様式を作成し、既存の文化財調査報告書等参考となるべき資料の情報提供を行うなど、市町村が行う文化財リストの作成を支援していく。

②未指定文化財に対する災害対策の具体化

予算措置をはじめ、指定文化財への対策が優先されるが、本ガイドラインでは、大きな方針として未指定文化財の災害対策の必要性を喚起しており、その具体化について関係者とともに検討していく。

③「個別の防災計画」作成の推進

本ガイドラインのチェックリストでは、文化財の種別ごとに対応を示した。しかし、同じ種別であっても、置かれている環境や立地、地域との関わりなどによって、とられるべき対策や行動は変わってくる。

文化財ごとに防災計画を作成し、タイムラインを想定しておくことが肝要である。個別の防災計画作成のためのフォーマットを用意するなど、市町村や所有者・管理団体を支援していく。

④文化財防災ネットワークの発足

文化財防災に関わる多くの関係者が、本ガイドラインに対する認識を共有し、災害時に機能的に連携するためには、関係者で構成される連携会議等のネットワークが必要である。既存のMLAC（群馬県歴史資料等保存機関）連携会議などを母体としたネットワークを発足させる。

⑤被災文化財の避難所の準備・必要な資材の備蓄と配付

災害に備え、関係各所で準備と備蓄を進めておく必要がある。このことについて、県内ネットワークの連携会議において議題とし、関係者それぞれの現状と課題を共有するとともに、対策を進めていく。

資料編

所有者・管理団体（文化財の所有者・管理団体となっている県・市町村を含む）

文化財防災チェックリスト(建造物、有形民俗文化財の建造物)

大項目	項目	はい	いいえ	備考	
1 所在地に起因するリスクの把握	所在地は土砂災害警戒区域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハザードマップで所在地の状況を確認して下さい。土砂災害と洪水による被害想定域は、県の統合型GIS「マッピングぐんま」(*1)で全県下の情報を見ることができます。火山災害は、浅間山・草津白根山・日光白根山についてハザードマップが作成されています。	
	所在地は洪水浸水被害想定区域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	所在地は火山災害の被害想定地域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	近隣火災からの延焼の可能性は低い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		周辺の建物や樹木の状況から、延焼の危険性を確認してください。
	消防用進入路や消防水利は確保されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		消防機関等の関係者に確認し、確保できていない場合は対応策を検討して下さい。
	周囲の建物・樹木の倒壊等による被害の危険性は低い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		補強や撤去、伐採等、リスクを少なくする方策を検討して下さい。
2 適切な維持・管理	以下の項目について日常点検を行っている			適切な日常点検を行い、災害リスクを早期に把握して改善することによって、被害の防止や軽減につながります。 特に火災の発生は大きな被害をもたらしますので、火気管理の徹底と、漏電火災や放火の防止等について確認項目を定めた点検表を策定し、それに基づいて十分な点検を実施して下さい。 点検で確認された不具合については、放置することなく早急に改善を行って下さい。	
	破損・劣化の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	たばこ・たき火・灯明等の火気管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	漏電・失火等の危険性の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	可燃物の整理・管理の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	不審火・放火の危険性の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
3 災害対策	破損・劣化箇所は修繕がすすんでいる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	破損・劣化箇所の放置が大きな被害につながります。早期に修繕してください	
	耐震性能は基準を満たしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	耐震診断を実施の上、耐震対策を実施してください	
	管理者が常駐している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理者不在の場合、機械警備の導入等、早期に異常を把握する体制を検討してください。	
	以下の防火設備を設置している			。国宝・重要文化財については、消防法により用途や規模に応じた防火設備の設置が義務づけられています。国のガイドライン(*2)が示されているのでそちらを参考にしてください。そのほかの建造物についても、上記ガイドラインを参考に、適切な防火設備を設置してください。	
	自動火災報知設備がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	屋内消火設備がある (消火器・消火栓・スプリンクラー等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	屋外消火設備がある (放水銃・消火栓・ドレンチャー等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	以下の防犯対策を行っている				監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、防犯機器の設置や巡視等を行って下さい。入口の看板等で防犯対策を行っていることを周知することも有効です。写真等で最新の状況を記録しておく、被害の速やかな特定につながります。
	防犯性の高い鍵を使用している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	防犯設備を設置している (防犯灯・センサー・カメラ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	定期的に巡視している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	定期的に防災訓練を実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	訓練の際に、防災設備の動作確認や点検を行います。故障や機能低下が認められたら直ちに修繕して下さい。	
定期的に防災設備点検や動作確認を実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地域の自主防災組織や住民とは防災上の課題を共有し、災害時の協力体制の構築を目指します。		
自主防災組織や近隣住民と災害時の対応について協議している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	また、避難導線や役割分担等の防災計画を定め定期的に訓練を行うことで、非常時に慌てずに行動できます。		
災害時のタイムラインを作成している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
応急措置用資材を準備している (シート・土嚢袋・ロープ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	被害の拡大や二次的な損傷を防ぐため、常備しておきましょう。		
4 緊急時連絡体制	災害時の連絡先を明示している (消防・警察・文化財部局)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	非常時に直ちに連絡できるよう、電話番号・メールアドレス等を登録して下さい。	
5 調査記録の保存	被災に備えた調査記録を保存している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	詳細な調査記録があれば、被災後の修復・復原に役立てることができます。	

*1 マッピングぐんま(www2.wagmap.jp/pref-gunma/Portal)

*2 「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」文化庁

1で「いいえ」があった場合 → 災害リスクが大きいことを前提とした災害対策が必要です。

特に、万一の被災に備え、調査記録は必ず作成して下さい。

所有者・管理団体（文化財の所有者・管理団体となっている県・市町村を含む）

文化財防災チェックリスト(美術工芸品、建造物以外の有形民俗文化財)

	項 目	はい	いいえ	備 考		
1	所在地に起因するリスクの把握	所在地は土砂災害警戒区域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハザードマップで所在地の状況を確認して下さい。土砂災害と洪水による被害想定域は、県の統合型GIS「マッピングぐんま」(*1)で全県下の情報を見ることができます。火山災害は、浅間山・草津白根山・日光白根山についてハザードマップが作成されています。	
		所在地は洪水浸水被害想定区域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		所在地は火山災害の被害想定地域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		近隣火災からの延焼の可能性は低い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		周辺の建物や樹木の状況から、延焼の危険性を確認してください。
		消防用進入路や消防水利は確保されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		消防機関等の関係者に確認し、確保できていない場合は対応策を検討して下さい。
		周囲の建物・樹木の倒壊等による被害の危険性は低い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		補強や撤去、伐採等、リスクを少なくする方策を検討して下さい。
2	適切な維持・管理	以下の項目について日常点検を行っている			日常点検により破損や劣化を早期に把握したり、落下や転倒の危険性を減らすことで、災害による大きな破損を免れることができます。万が一の盗難被害も速やかに把握できます。博物館等の展示・収蔵施設については、文化庁が作成した手引き(「文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引き」文化庁)を参照して下さい。	
		破損・劣化の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		落下・転倒の危険性の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		盗難の危険性の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		失火・不審火等の危険性の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
破損・劣化箇所は修繕がすすんでいる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	破損・劣化箇所の放置が大きな被害につながります。早期に修繕してください			
3	災害対策	水害・地震リスクの低減対策を考慮した展示・収蔵方法となっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	災害による被害をできるだけ小さくする展示・収蔵方法を検討してください。	
		所在場所に管理者が常駐している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理者不在の場合、機械警備の導入等、早期に異常を把握する体制を検討してください。	
		展示・収蔵施設の防火設備 自動火災報知設備がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等については、消防法により用途や規模に応じた防火設備の設置が義務づけられています。国のガイドライン(*2)が示されているのでそちらを参考にしてください。そのほかの施設についても、上記ガイドラインを参考に、適切な防火設備を設置してください。	
		屋内消火設備がある (消火器・消火栓・スプリンクラー等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		屋外消火設備がある (放水銃・消火栓・ドレンチャー等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		以下の防犯対策を行っている 防犯性の高い鍵を使用している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、防犯機器の設置や巡視等を行って下さい。入口の看板等で防犯対策を行っていることを周知することも有効です。展示・公開している施設では、監視員の配置やセンサーの設置等の対策とともに閉館後の点検も必要です。防犯設備は定期的に点検し、故障・不具合がないか確認して下さい。	
		防犯設備を設置している (防犯灯・センサー・カメラ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		定期的に巡視している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		定期的に防災訓練を実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	訓練の際に、防災設備の動作確認や点検を行います。故障や機能低下が認められたら直ちに修繕して下さい。	
		定期的に防災設備点検や動作確認を実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地域の自主防災組織や住民とは防災上の課題を共有し、災害時の協働体制の構築を目指します。	
		自主防災組織や近隣住民と災害時の対応について協議している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	また、避難導線や役割分担等の防災計画を定め定期的に訓練を行うことで、非常時に慌てずに行動できます。	
災害時のタイムラインを作成している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
応急措置用資材を準備している (梱包材等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	被災文化財を速やかに保全・救出するために、梱包材や洗浄用具等を準備しましょう。			
4	緊急時連絡体制	災害時の連絡先を明示している (消防・警察・文化財部局)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	非常時に直ちに連絡できるよう、電話番号・メールアドレス等を登録して下さい。	
5	調査記録の保存	調査記録や管理台帳を保存している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	写真付きの調査記録や台帳は、被災後の修復・復原や盗難時の届出に役立ちます。	

*1 マッピングぐんま(www2.wagmap.jp/pref-gunma/Portal)

*2 「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」文化庁

1で「いいえ」があった場合 → 災害リスクが大きいことを前提とした災害対策が必要です。特に、万一の被災に備え、調査記録や台帳は必ず作成し、安全な場所に保管してください。安全な地域にある博物館・資料館等への寄託も検討してください。

所有者・管理団体（文化財の所有者・管理団体となっている県・市町村を含む）

文化財防災チェックリスト(史跡・名勝)

	項目	はい	いいえ	備考		
1	所在地に起因するリスクの把握	所在地は土砂災害警戒区域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハザードマップで所在地の状況を確認して下さい。土砂災害と洪水による被害想定域は、県の統合型GIS「マッピングぐんま」(*1)で全県下の情報を見ることができます。火山災害は、浅間山・草津白根山・日光白根山についてハザードマップが作成されています。	
		所在地は洪水浸水被害想定区域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		所在地は火山災害の被害想定地域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		近隣火災からの延焼の可能性は低い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		周辺の建物や樹木の状況から、延焼の危険性を確認してください。
		消防用進入路や消防水利は確保されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		消防機関等の関係者に確認し、確保できていない場合は対応策を検討して下さい。
		周囲の建物・樹木の倒壊等による被害の危険性は低い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		補強や撤去、伐採等、リスクを少なくする方策を検討して下さい。
2	適切な維持・管理	以下の項目について定期的に点検している			定期的な点検により早期に異常箇所を把握して対策を実施することで、災害による大きな損害を免れることができます。	
		雨水による土砂の流出や亀裂・地割れの発生の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		復元建造物等の破損・劣化の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		倒木・落枝の危険性の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		失火・放火の危険性の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		異常箇所は対策がすすんでいる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		異常箇所の放置が大きな被害につながります。早期に対策を実施してください
3	災害対策 (復元建造物がある場合)	復元建造物は耐震性能基準を満たしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	耐震診断を実施の上、耐震対策を実施してください	
		管理者が常駐している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理者不在の場合、機械警備の導入等、早期に異常を把握する体制を検討してください。	
		以下の防火設備を設置している			消防法により用途や規模に応じた防火設備の設置が義務づけられています。国宝・重要文化財については国のガイドライン(*2)が示されているのでそちらを参考にしてください。そのほかの建造物についても、上記ガイドラインを参考に、適切な防火設備を設置してください。	
		自動火災報知設備がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		屋内消火設備がある (消火器・消火栓・スプリンクラー等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		屋外消火設備がある (放水銃・消火栓・ドレンチャー等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		以下の防犯対策を行っている			監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、防犯機器の設置や巡視等を行って下さい。入口の看板等で防犯対策を行っていることを周知することも有効です。写真等で最新の状況を記録しておく、被害の速やかな特定につながります。	
		防犯性の高い鍵を使用している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		防犯設備を設置している (防犯灯・センサー・カメラ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		定期的に巡視している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		定期的に防災訓練を実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	訓練の際に、防災設備の動作確認や点検を行います。故障や機能低下が認められたら直ちに修繕して下さい。地域の自主防災組織や住民とは防災上の課題を共有し、災害時に協力が得られるようにしておきます。また、避難導線や役割分担等の防災計画を定め定期的に訓練を行うことで、非常時に慌てずに行動できます。	
		定期的な防災設備点検や動作確認を実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		自主防災組織や近隣住民と災害時の対応について協議している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
災害時のタイムラインを作成している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
応急措置用資材を準備している (シート・土嚢袋・ロープ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	被害の拡大や二次的な損傷を防ぐため、常備しておきましょう。			
4	緊急時連絡体制	災害時の連絡先を明示している (消防・警察・文化財部局)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	非常時に直ちに連絡できるよう、電話番号・メールアドレス等を登録して下さい。	
5	調査記録の保存	調査記録を作成している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	詳細な調査記録があれば、被災後の修復・復原に役立てることができます。	

*1 マッピングぐんま(www2.wagmap.jp/pref-gunma/Portal)

*2 「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」 文化審議会文化財分科会

*3 「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」 文化庁

1に「いいえ」があった場合 → 災害リスクが大きいことを前提とした災害対策が必要です。特に、万一の被災に備え、調査記録は必ず作成してください。

所有者・管理団体（文化財の所有者・管理団体となっている県・市町村を含む）

文化財防災チェックリスト(天然記念物)

	項目	はい	いいえ	備考	
1	所在地に起因するリスクの把握	所在地は土砂災害警戒区域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ハザードマップで所在地の状況を確認して下さい。土砂災害と洪水による被害想定域は、県の統合型GIS「マッピングぐんま」(*1)で全県下の情報を見ることができます。火山災害は、浅間山・草津白根山・日光白根山についてハザードマップが作成されています。生物・植物生育地の被害が予想される場合、復元に備え安全な場所でのストックも検討して下さい。 周辺の建物や樹木の状況から、延焼の危険性を確認してください。 消防機関等の関係者に確認し、確保できていない場合は対応策を検討して下さい。 倒木等による被害想定範囲を把握し、支柱の設置や枯枝の撤去等の対策を検討して下さい。 周囲の建物・樹木の倒壊等による被害の危険性は低い
		所在地は洪水浸水被害想定区域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		所在地は火山災害の被害想定地域ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		近隣火災からの延焼の可能性は低い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		消防用進入路や消防水利は確保されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		倒木や落枝により周囲の建物等に被害が及ぶ危険性は低い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		周囲の建物・樹木の倒壊等による被害の危険性は低い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	適切な維持・管理	以下の項目について定期的に点検している 樹木の枝枯れ・折れ、腐朽や虫害の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定期的な点検により早期に異常箇所を把握して対策を実施することで、災害による大きな損害を免れることができます。巨樹・古木等は、樹木医による定期的な診断も実施して下さい。 故意による加害行為や盗難等も、迅速に対応することでその後の被害を防止できます。必要に応じて警察への届出や、点検回数の増加等を行って下さい。 異常箇所は対策がすんでいる
		雨水による土砂の流出や亀裂・地割れの発生の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		急激な環境変化の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		故意による破損や盗難の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		異常箇所は対策がすんでいる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	防災・防犯対策	以下の防災・防犯対策を行っている 柵や看板等を設置し、立入禁止区域や禁止行為を明示している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	盗難や故意による加害行為を防止するため、立入禁止区域への柵の設置、看板等による禁止行為の明示、定期的な巡視等を行って下さい。 また、倒木等の危険性がある場合は早急に対策を取るとともに、被害が予想される範囲を周知し、避難の方法等を検討して下さい。 災害時のタイムラインを作成している 倒木等による影響範囲を把握し、避難が必要な範囲や避難導線を確認してください。 被害の拡大や二次的な損傷を防ぐため、準備しておきましょう。
		倒木を防止するため、支柱等を設置している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		防犯設備を設置している (防犯灯・センサー・カメラ等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		定期的な巡視している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		災害時のタイムラインを作成している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		倒木等による影響範囲を把握し、避難が必要な範囲や避難導線を確認してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		被害の拡大や二次的な損傷を防ぐため、準備しておきましょう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	緊急時連絡体制	災害時の連絡先を明示している (消防・警察・文化財部局)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	非常時に直ちに連絡できるよう、電話番号・メールアドレス等を登録して下さい。
5	調査記録の保存	調査記録を作成している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	樹木等は倒木や大きな落枝についても調査記録を作成して下さい。

*1 マッピングぐんま(www2.wagmap.jp/pref-gunma/Portal)

1に「いいえ」があった場合 → 災害リスクが大きいことを前提とした災害対策が必要です。特に、万一の被災に備え、調査記録は必ず作成してください。

市町村

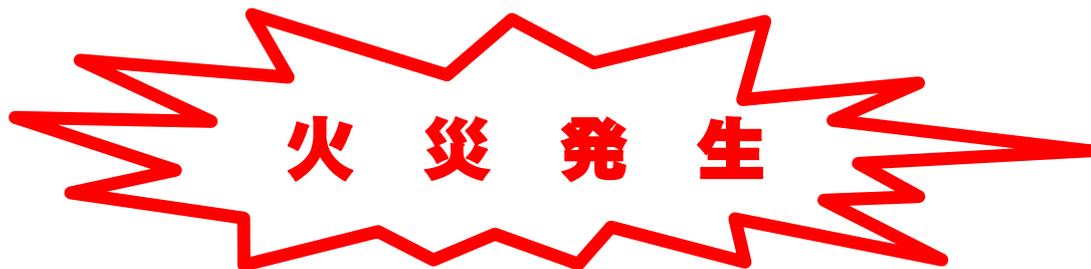
文化財防災チェックリスト

	大項目	項目	はい	いいえ	備考
1	地域の文化財リストの作成とリスクの把握	以下の項目についてリストを作成している			<p>悉皆的な調査を基に文化財リストを作成。リストには、所在地や所有者の連絡先等、災害時に必要となる情報も網羅しておく。</p> <p>調査は既存の調査成果を基に、必要に応じて新たな調査も実施する。全ての文化財類型が対象となるため、多様な関係者の協力が必要となる。また、未指定文化財については、地域の実情や歴史に詳しい郷土史家や民間団体等からの情報収集も行う。</p> <p>ハザードマップで所在地の状況を確認するほか、所有者・管理団体のチェックリストを集約し、地域内のリスクについて把握しておく。文化財リストとともに、県に報告する。</p>
		国・県指定・選定等文化財	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		市町村指定・選定等文化財	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		未指定文化財	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		文化財調査に協力を得られる地域の専門家、民間団体等がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		各種の災害想定地域内に所在する文化財を把握している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	所有者等の災害対策の支援	被災リスクの高い文化財を把握している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		以下の対策が必要な文化財がある			<p>所有者・管理団体が行う災害対策に対し、専門的な指導・助言を行う。</p> <p>所有者・管理団体のチェックシートによって対策が必要な文化財を把握し、県とも情報を共有しておく。所有者・管理団体と協議しながら、危険度の高さ等を考慮して計画的に事業を進める。</p> <p>事業の実施にあたっては、国・県・市町村等の補助制度を利用できるように、所有者等に情報提供を行うとともに、国・県との調整や補助金の事務手続等の支援を行う。</p>
		耐震診断及び耐震対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		防火設備の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		防犯設備の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
破損・劣化箇所の修繕	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
所有者等の防災事業を計画的に実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3	災害対策	災害時に文化財の所有者・管理団体と連絡を取ることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>確実に連絡がとれるよう、複数の連絡方法を把握しておくことが望ましい。</p> <p>夜間や休日の連絡先についても把握しておく。</p>
		県文化財保護課への連絡先を把握している(電話・FAX・メール)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		災害時に以下の関係者との連携がとれる			<p>災害時の情報収集や緊急の保全措置等に協力できる関係者を確保しておく。災害時の役割分担を防災計画に明記し、関係者に周知しておくことで、円滑な連携がとれるよう努める。</p>
		市町村の関係機関(防災、消防、博物館・資料館、図書館等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		地域の住民や文化財に関わる専門家・民間団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		災害の種類・規模に応じたタイムラインを作成している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		被災文化財の仮置きや保全作業用のスペース、応急措置用資材等を確保している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	仮置場や資材等は、被災の危険性がない場所に確保する。
		以下を対象とした普及啓発を行っている			<p>所有者・管理団体に対し定期的にチェックシートの活用を促し、防災対策の必要性を周知する。また、講演会や防災訓練、悉皆調査等を通じて、文化財防災の重要性について地域住民等に周知し、協力を求める。</p>
所有者・管理団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
地域住民、地域の文化財に関わる民間団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4	調査記録の作成と保存	管内文化財の調査記録を保存している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管内文化財の調査記録を集約し、保存しておく。

文化財防災チェックリスト

	大項目	項目	はい	いいえ	備考
1	地域の文化財リストの集約とリスクの把握	以下の項目についてリストを集約している			市町村が作成したリストを集約。所在地や所有者の連絡先等、災害時に必要となる情報を市町村と共有しておく。 市町村の調査に対しては、既存の調査成果の提供や新たな調査への指導・助言、調査に協力を得られる専門家や民間団体の紹介、活用できる国庫補助事業の情報提供等の支援を行う。
		国・県指定・選定等文化財	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		市町村指定・選定等文化財	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		未指定文化財	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		文化財の保存・活用に協力を得られる専門家、民間団体等を把握している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		各種の災害想定地域内に所在する文化財を把握している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		被災リスクの高い文化財を把握している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市町村報告を受けたリストを集約し、県内の文化財リスクを把握しておく。
2	所有者等の災害対策の支援	以下の対策が必要な文化財がある			所有者・管理団体が行う災害対策に対し、専門的な指導・助言を行う。 対策が必要な文化財の情報を市町村と共有し、危険度の高さ等を考慮して計画的に事業が進められるよう支援する。 事業の実施にあたっては、国・県の補助制度を利用できるように、市町村・所有者等に情報提供を行うとともに、国との調整や補助金の事務手続等の支援を行う。
		耐震診断及び耐震対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		防火設備の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		防犯設備の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		破損・劣化箇所の修繕	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		所有者等の防災事業を計画的に実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	災害対策	災害時の連絡方法について、市町村に周知している(電話・FAX・メール)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	夜間や休日の連絡方法についても取り決めておく
		災害時に必要に応じて文化財の所有者・管理団体と連絡を取ることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市町村の対応が困難な場合に備え、連絡先の情報を市町村と共有しておく。
		災害時に以下の関係者との連携がとれる			災害時の情報収集や緊急の保全措置等に協力できる関係者を確保しておく。災害時の役割分担を防災計画に明記し、関係者に周知しておくことで、円滑な連携がとれるよう努める
		県の関係機関(防災、消防、博物館、文書館、図書館、埋文センター等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		文化財に関わる民間団体(リテ-ジ マネ-ジャ-協議会、資料ネット等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		文化庁、文化財防災センター、近隣都県	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		災害の種類・規模に応じた防災計画を作成している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		災害に備えた市町村の準備状況(スペース・資材等)を把握している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	災害時に県内市町村間での協力体制がとれるよう、事前に準備状況を把握しておく。
		以下を対象とした普及啓発を行っている			行政説明会や研修、文化財防災に関するパンフレットの配布、県HPでの周知等により、災害対策の必要性を周知し、協力を求める。
		市町村	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
所有者・管理団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
地域住民、地域の文化財に関わる民間団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4	調査記録の作成と保存	県内文化財の調査記録を保存している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県内文化財の調査記録を集約し、保存しておく

火災【所有者・管理団体】



- ・周囲に火災発生を知らせる・・・非常ベル、大声で叫ぶ 等
- ・消防へ通報・・・119
- ・自主防災組織等へ協力を要請
- ・見学者・利用者等の避難誘導



初期消火

- ・消火器・バケツ・屋内消火設備等使用
- ・**3分以内に消火できなければ直ちに避難**

文化財の延焼防止

- ・防火扉等による火災室の閉鎖
- ・消火栓・放水銃等による延焼防止

文化財の搬出

- ※火元から離れているなど、**安全な場合に限る**



消防隊による消火活動



鎮火後、立入が許可された後に被害状況を確認
地元教育委員会へ報告し、必要に応じて支援を要請

〇〇市教委文化財保護課連絡先(☎ 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)



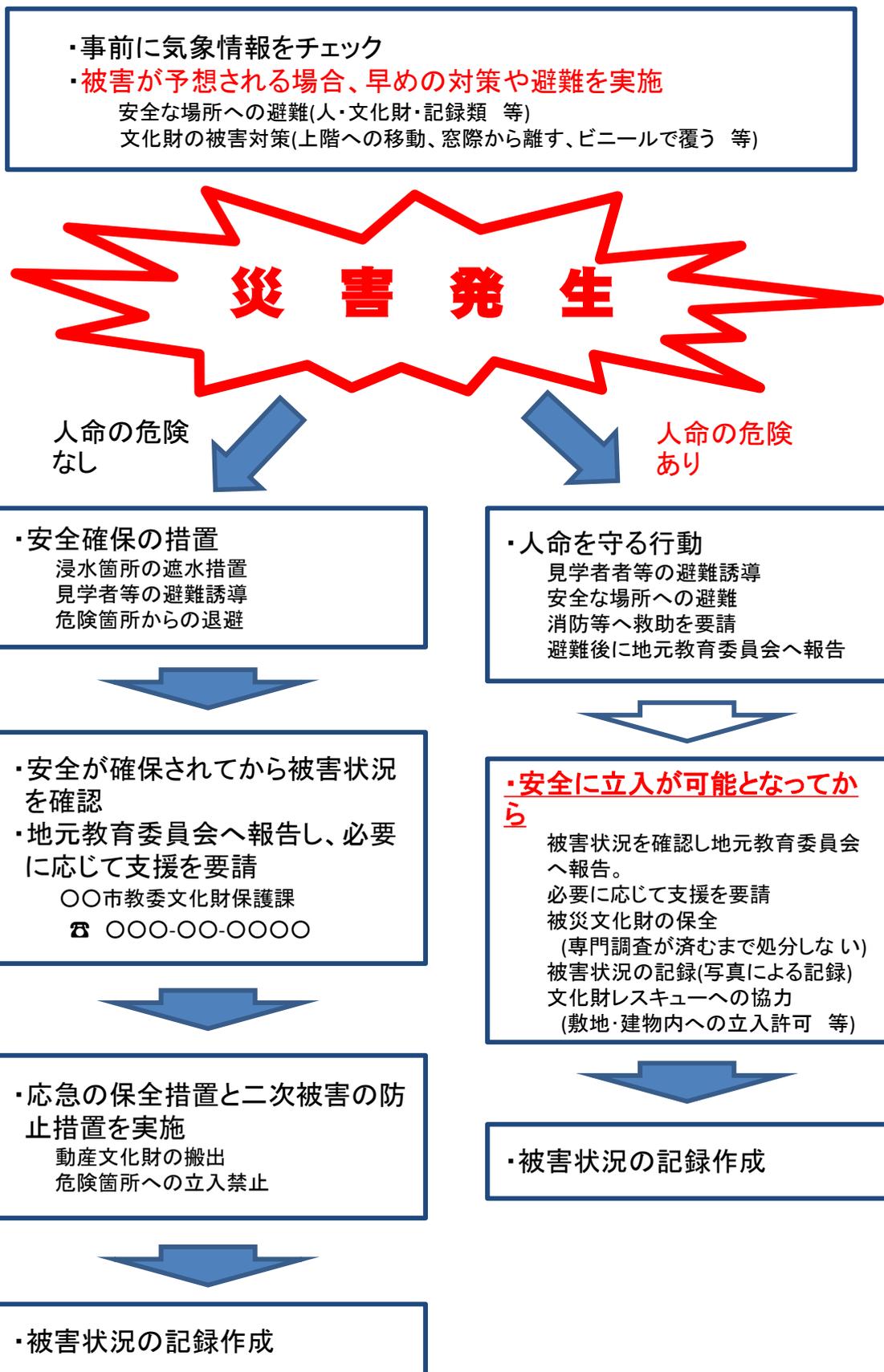
応急の保全措置や二次災害の防止措置を実施

- ・動産文化財等を安全な場所へ搬出
- ・危険箇所を明示して立入を禁止

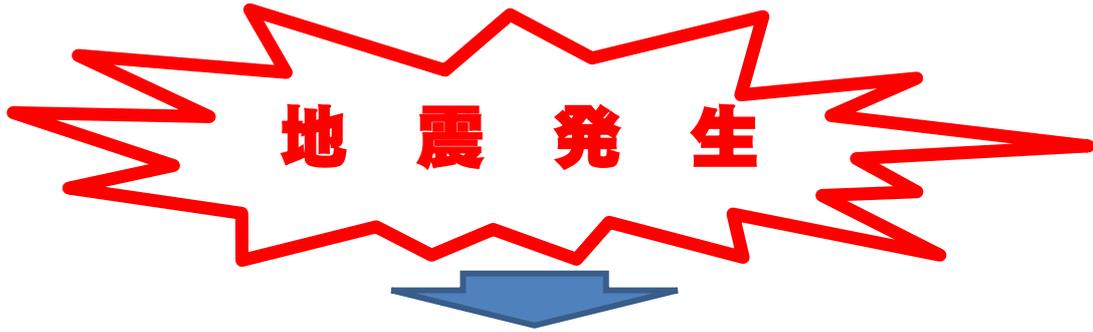


被害状況の記録を作成

風水害・雪害 【所有者・管理団体】



地震 【所有者・管理団体】



人命の安全確保の行動

- ・安全ゾーン(※)への避難、見学者等の避難誘導
- ・揺れが収まってから → ドアや窓を開け避難路を確保
火の始末(初期消火の実施)

※落下・転倒物が少なく、閉じ込められない場所

人命の危険
なし

人命の危険
あり

- ・安全を確認してから被害状況を把握
余震に注意
- ・地元教育委員会へ報告し、必要に応じて支援を要請

- ・迅速な避難
危険箇所からの退避
見学者等の避難誘導
火災・負傷者の発生
→消防へ通報・救援要請
ガス・水道・電気の遮断(可能な場合)

- ・応急の保全措置と二次被害の防止措置を実施
シート等により水損・飛散を防止
危険箇所への立入禁止
動産文化財の搬出
- ・応急危険度判定士による応急的危険度判定の実施
必要に応じて支保工等を設置
- ・ヘリテージマネージャーによる被災調査

- ・**安全な場所に避難してから**
可能なら外部から被害状況を確認
地元教育委員会へ報告・支援要請
(被害状況・避難の有無・連絡先等)

- ・応急の保全措置と二次被害の防止措置を実施
被災文化財の保全
(専門調査が済むまで処分しない)
文化財レスキューへの協力
(敷地・建物内への立入許可)
- ・応急危険度判定士による応急危険度判定の実施
- ・ヘリテージマネージャーによる被災調査

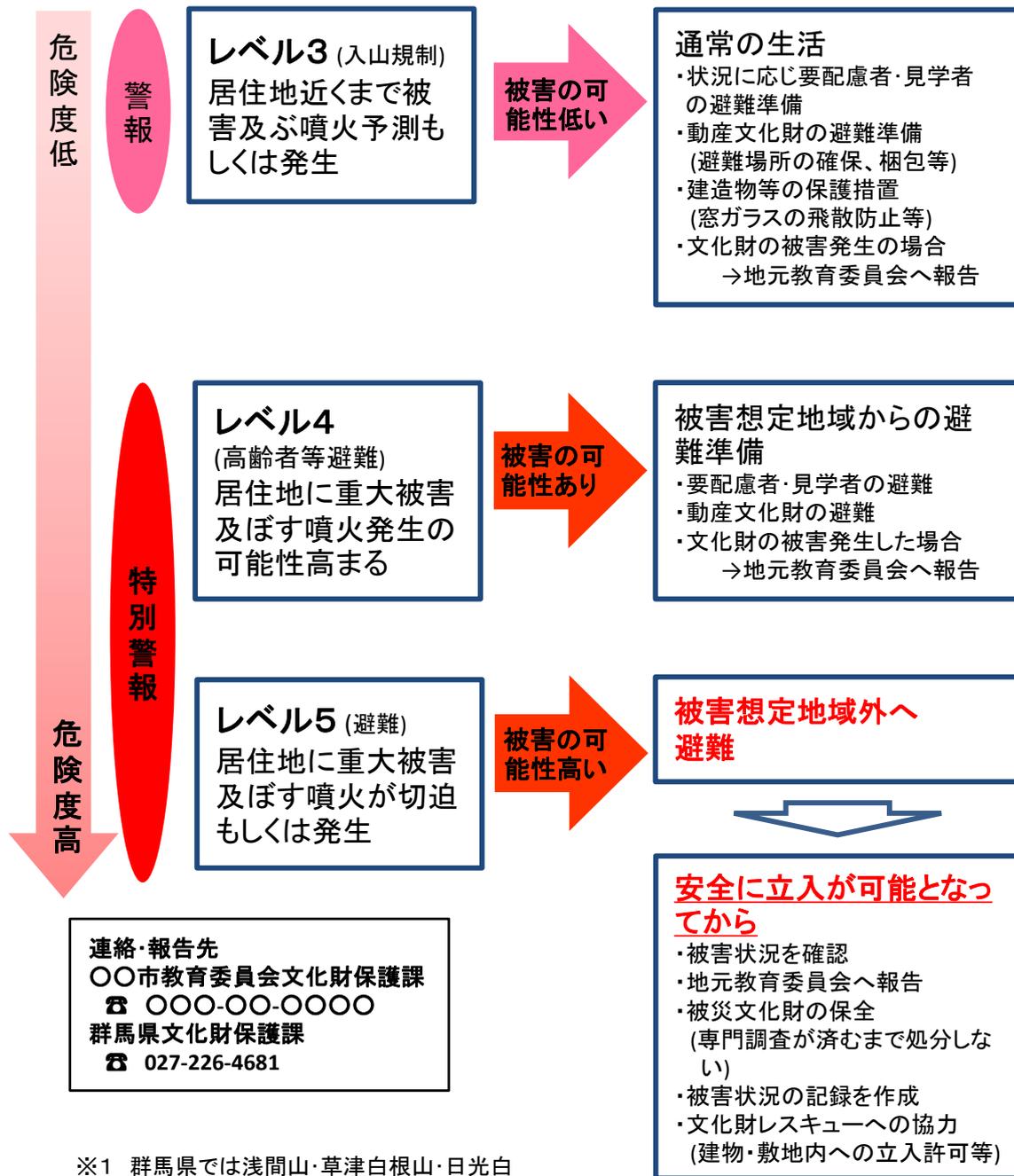
・被害状況の記録作成

・被害状況の記録作成

火山災害 【所有者・管理団体】 (被害想定地域に所在する文化財に限る)

- ・日頃から気象庁の噴火警報・予報をチェック
- ・噴火警戒レベル(※1)に応じた災害対応を把握
- ・地元市町村の防災計画を把握

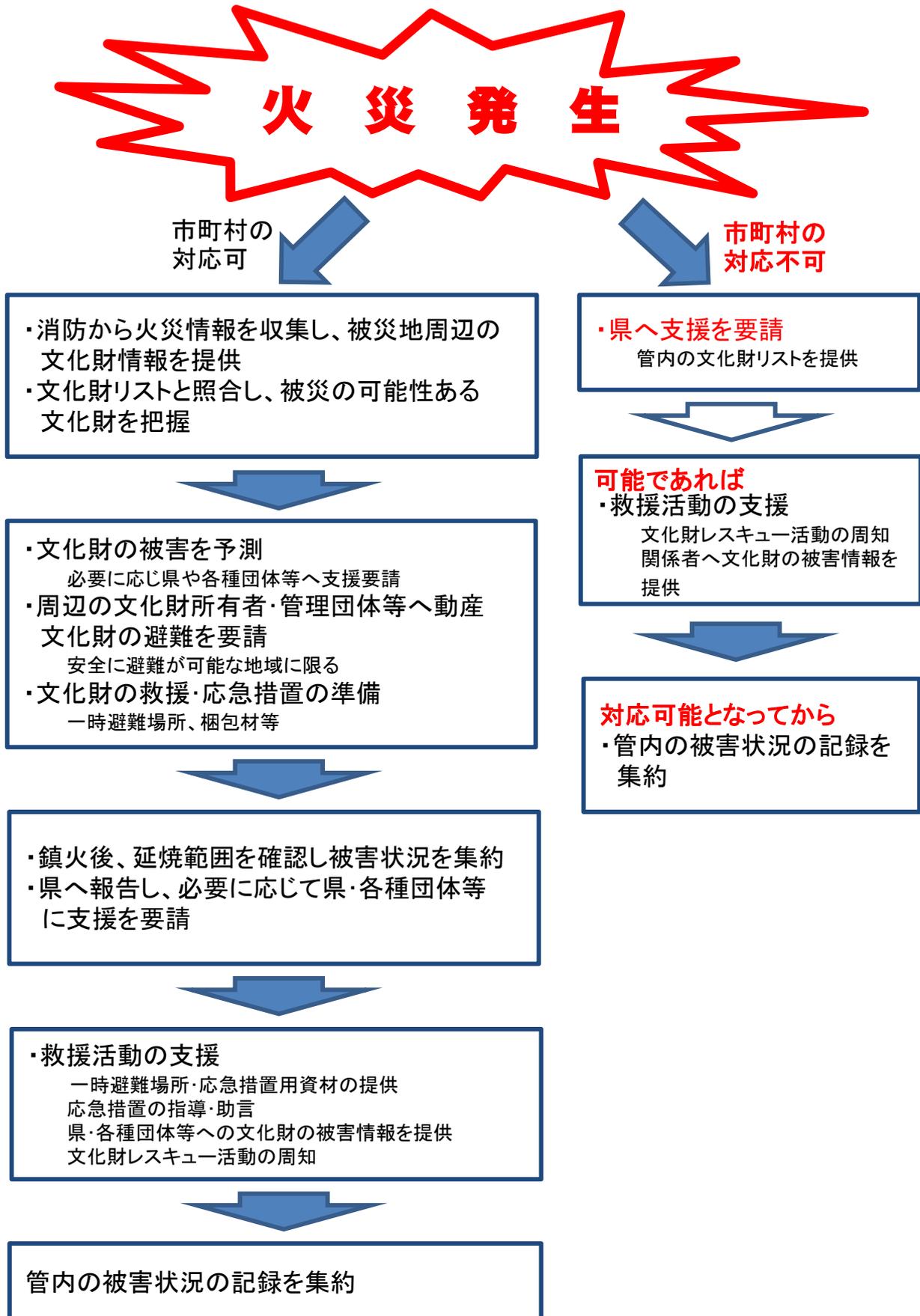
火山警報と噴火警戒レベル3以上の発出(※2)



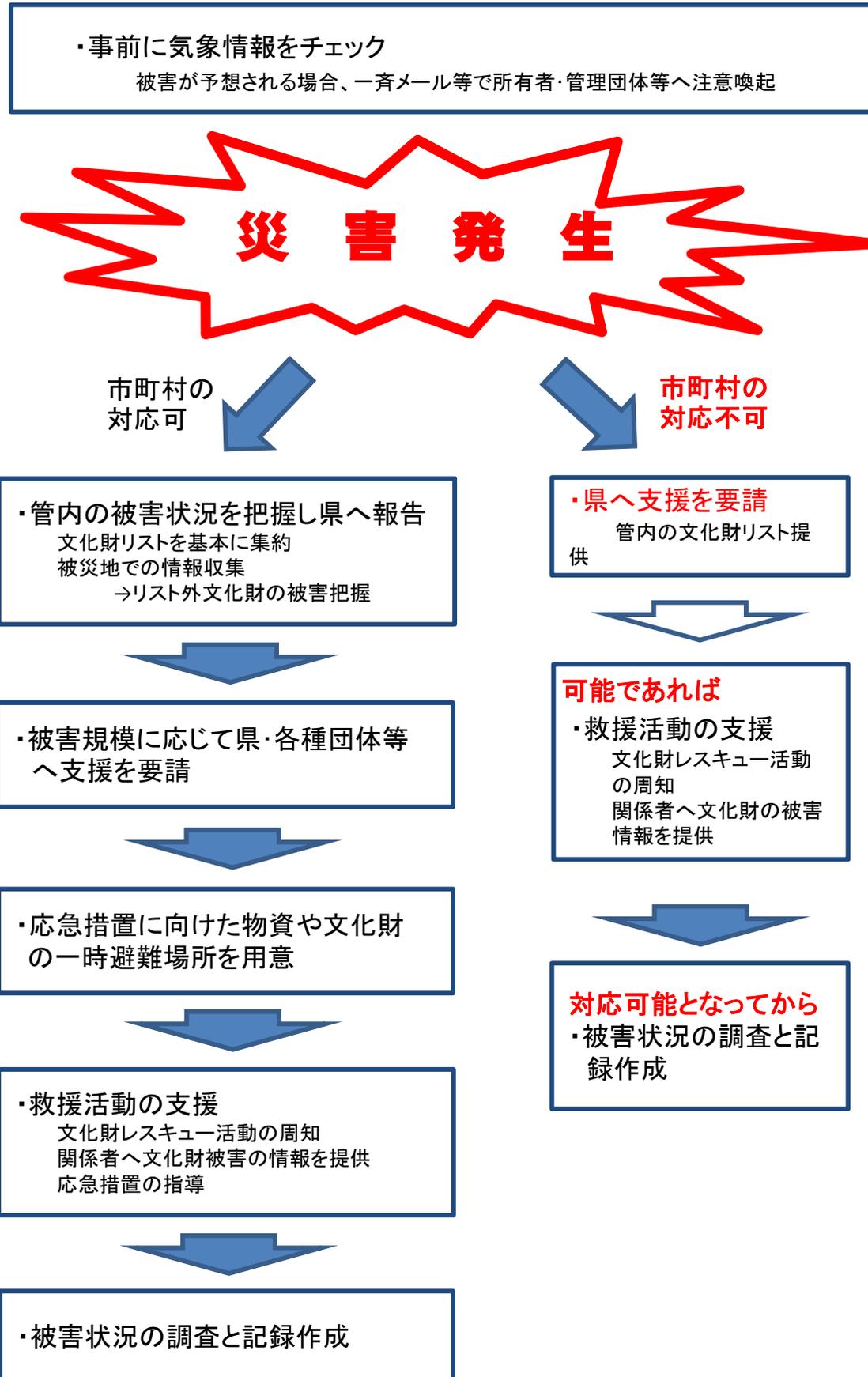
※1 群馬県では浅間山・草津白根山・日光白根山において運用されている

※2 レベル2以下では、被害は火口周辺のみで、避難の必要なしとされている

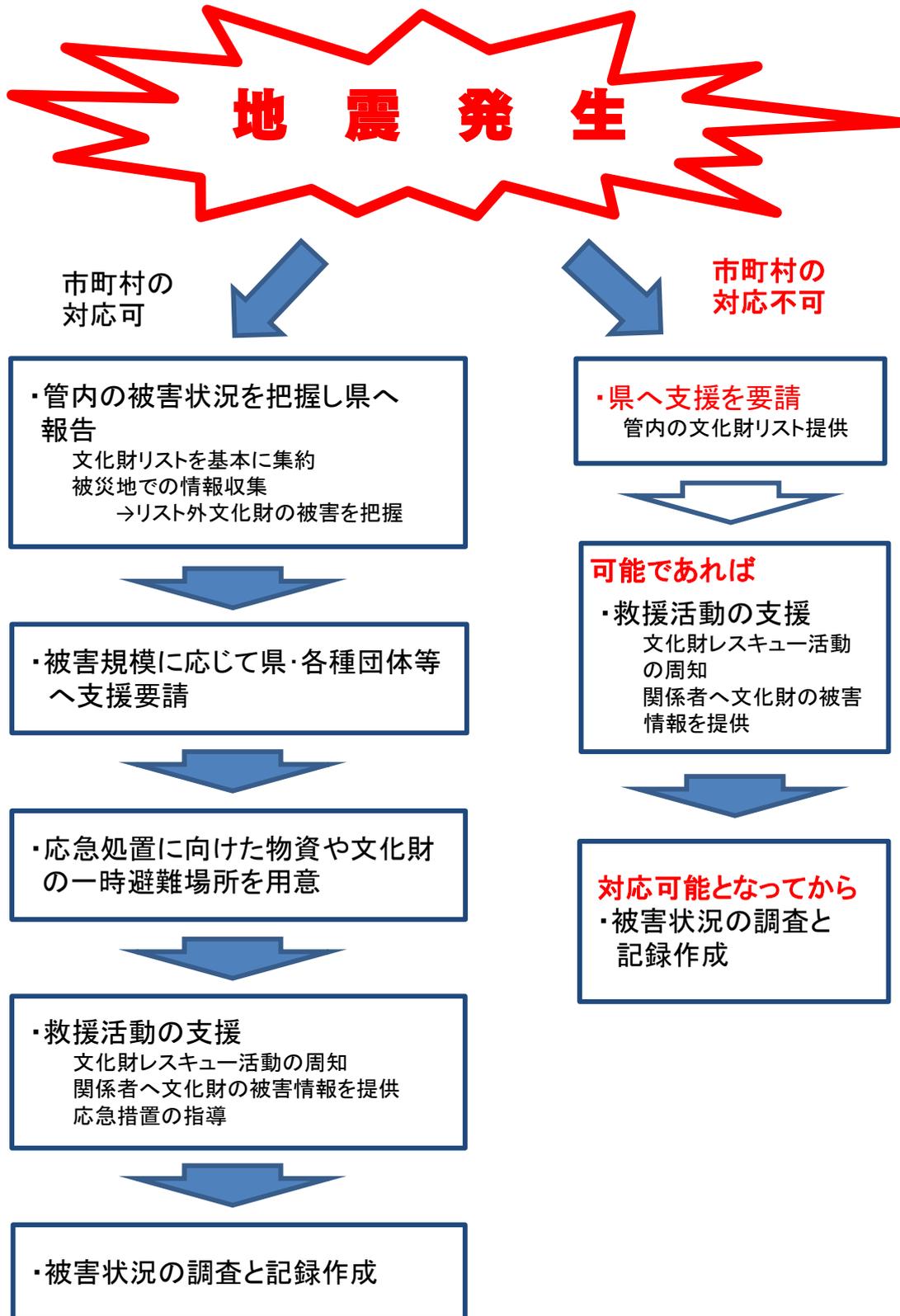
大規模火災(林野・市街地) 【市町村】



風水害・雪害 【市町村】



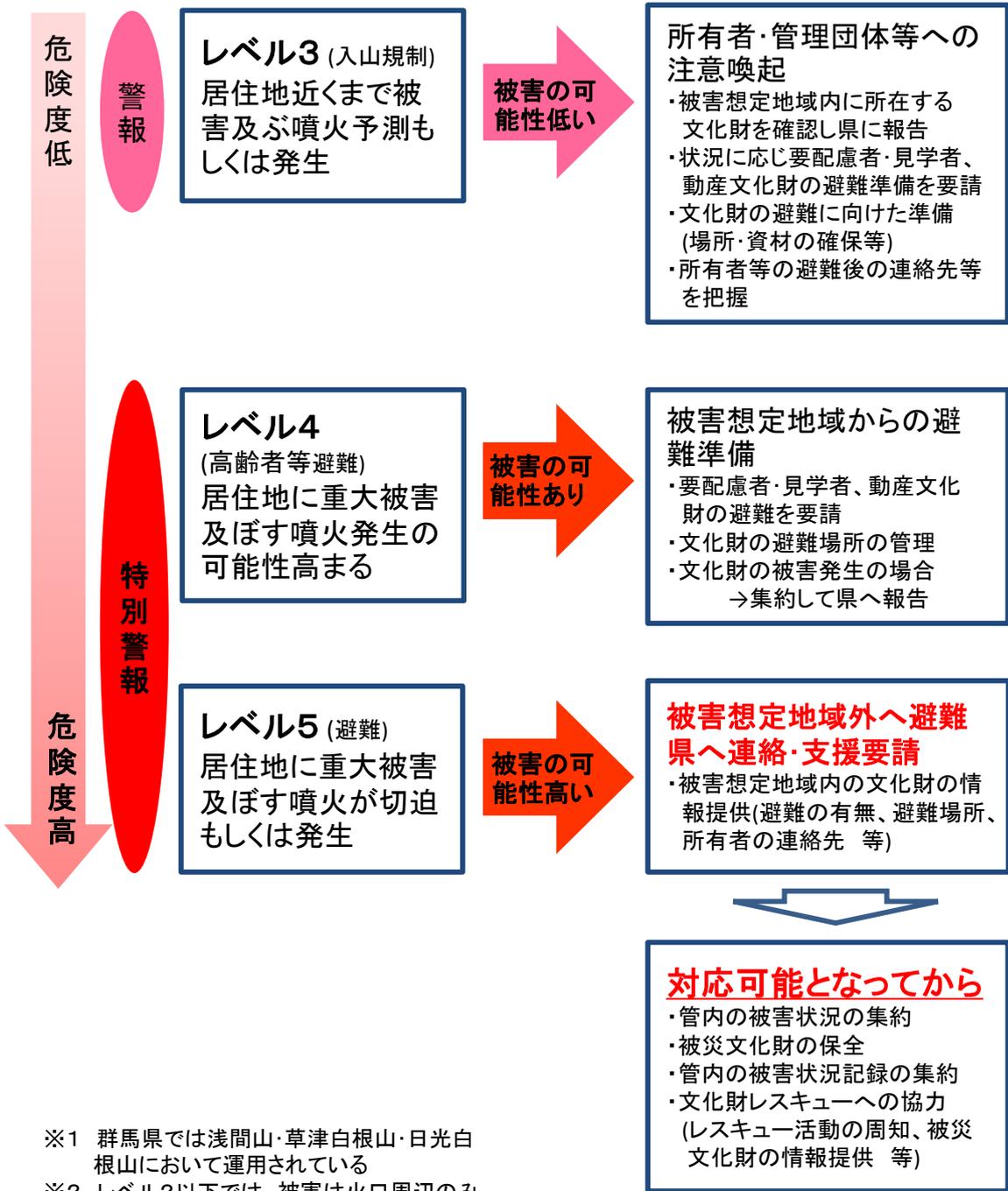
地震 【市町村】



火山災害 【市町村】 (管内に被害想定地域が所在する市町村)

・日頃から気象庁の噴火警報・予報をチェック
 ・噴火警戒レベル(※1)に応じた災害対応を把握

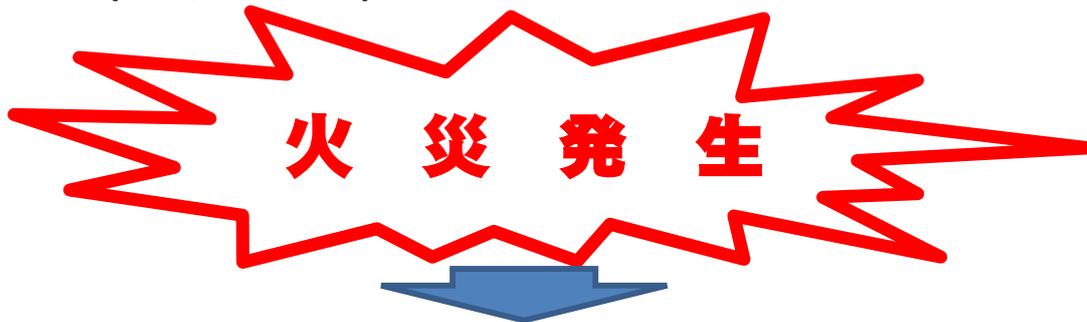
火山警報と噴火警戒レベル3以上の発出(※2)



※1 群馬県では浅間山・草津白根山・日光白根山において運用されている

※2 レベル2以下では、被害は火口周辺のみで、避難の必要なしとされている

大規模火災(林野・市街地) 【県】



・危機管理課から火災情報を収集
・被災の可能性ある市町村へ注意喚起と情報集約を要請

市町村の
対応可

市町村の
対応不可

・市町村へ文化財の被害状況を照会
・救援活動の準備

・県内の災害状況把握し、文化財リストと照合して文化財被害の発生を予測
・消防へ被災地周辺の文化財情報を提供
・動産文化財の避難を要請
安全に避難が可能な地域に限る

・県内の文化財の被害情報を集約し文化庁等へ報告
・被害規模に応じ各種団体等に支援を要請

・県内の文化財の被害の集約
文化財リストを基本に集約
各種団体へ情報収集を依頼
被災地へ出向いて情報を収集
→リスト外文化財の被害を把握

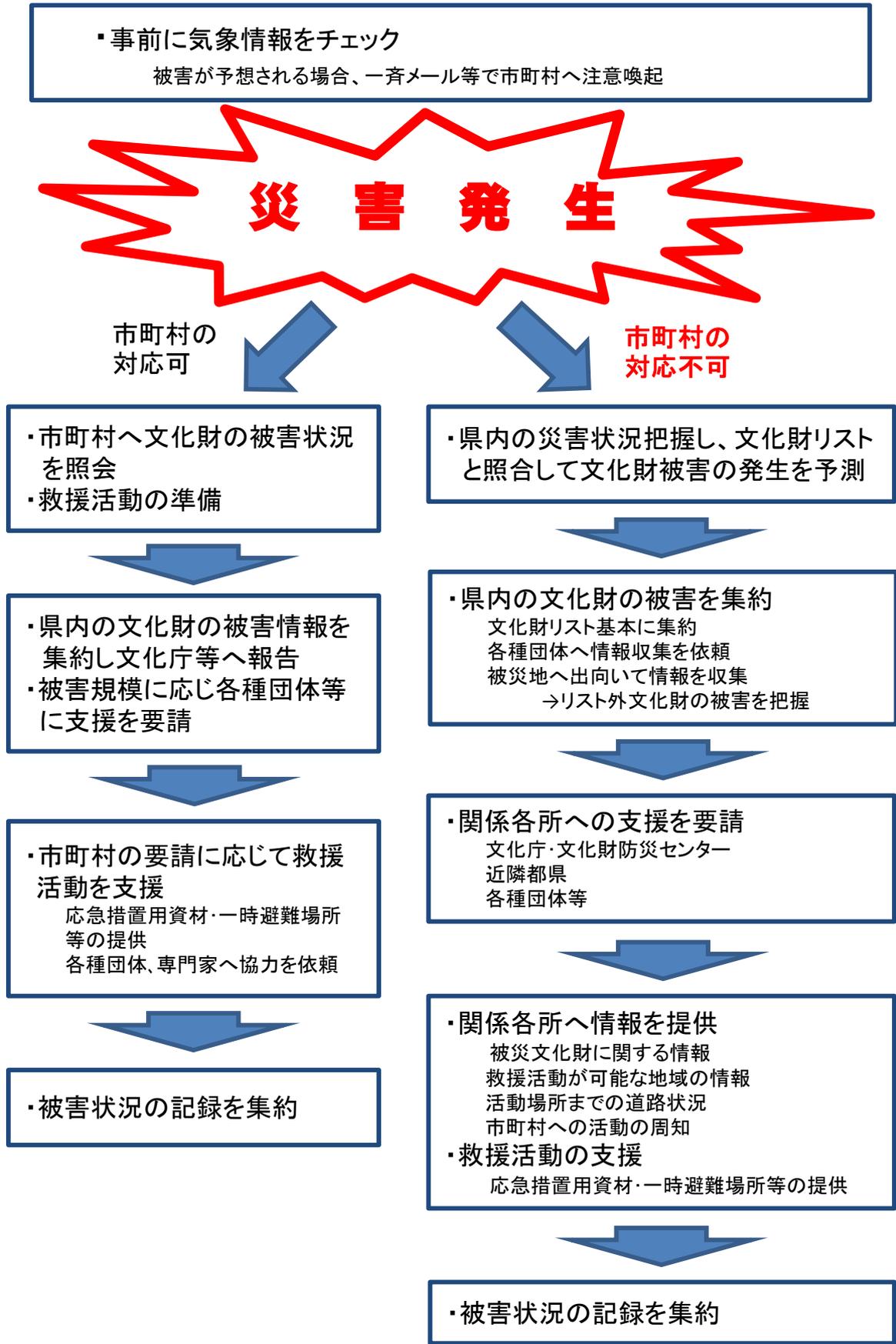
・市町村の要請に応じて救援活動を支援
応急措置用資材・一時避難場所等の提供
各種団体、専門家への協力依頼

・関係各所への支援を要請
文化庁・文化財防災センター、近隣都県、各種団体等

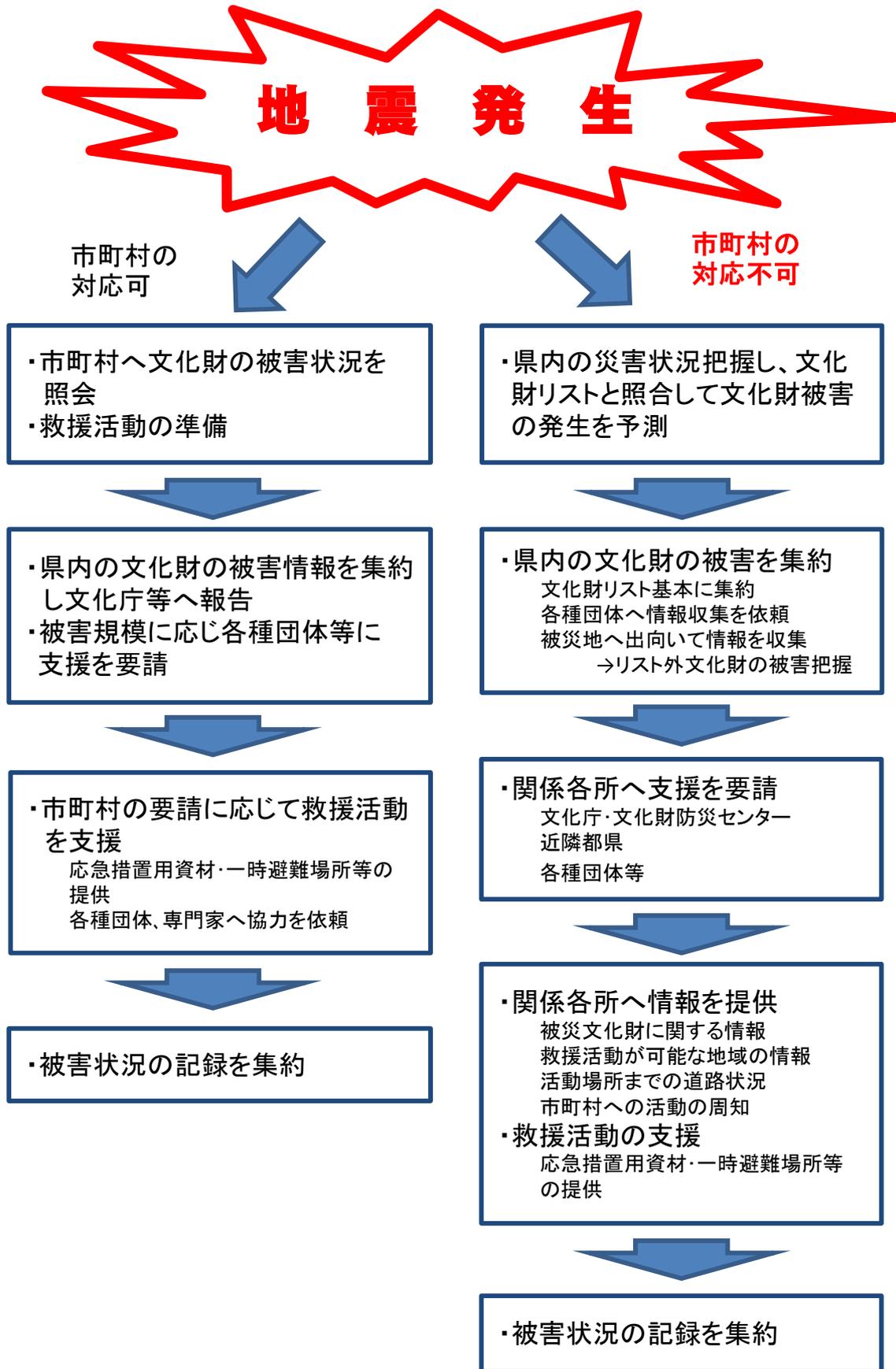
・被害状況の記録を集約

・関係各所へ情報を提供
被災文化財に関する情報
救援活動が可能な地域の情報
活動場所までの道路状況
市町村への活動の周知
・救援活動の支援
応急措置用資材・一時避難場所等の提供

風水害・雪害 【県】



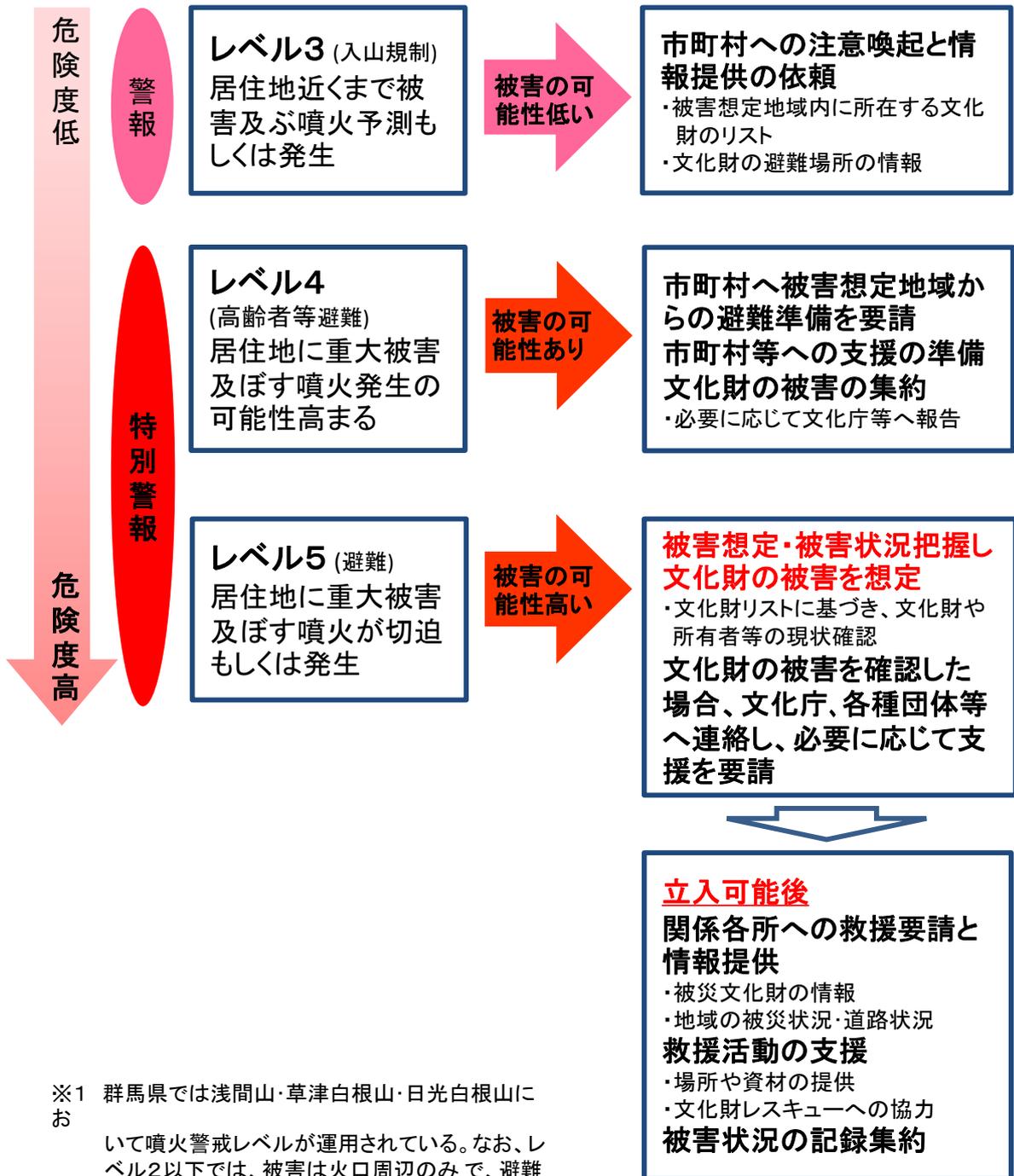
地震 【県】



火山災害 【県】

- ・日頃から気象庁の噴火警報・予報をチェック
- ・災害対応が必要な市町村を把握

火山警報と噴火警戒レベル3以上の発出(※)



文化財が被災した際に必要な手続き一覧(国指定等文化財)

	文化財類型	事項	手続きの概要	根拠法令等
国	重要文化財	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第33条
		所在場所の変更	変更後20日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第34条 規則①第8条
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可免除。本格的な修理の場合、文化庁長官の現状変更許可、もしくは着手の30日前までの修理の届出が必要。	文化財保護法第43条
重要有形民俗文化財	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第80条 (同法第33条を準用)	
	所在場所の変更	変更後20日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第80条(同法第34条を準用) 規則①第9条	
	修理	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的な修理の場合、着手の20日前までに市町村と県を經由して文化庁長官に現状変更の届出	文化財保護法第81条 規則②第4条	
史跡名勝天然記念物	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第118・120条 (同法第33条を準用)	
	復旧	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可免除。本格的な復旧の場合、文化庁長官の現状変更許可、もしくは着手の30日前までの復旧の届出が必要。	文化財保護法第125・127条	
重要文化的景観	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第136条	
	修理・復旧	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的な修理・復旧の場合、着手の30日前までに市町村と県を經由して文化庁長官に現状変更の届出	文化財保護法第139条	
登録有形文化財	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第61条	
	所在場所の変更	変更後20日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第62条 規則③第12条	
	修理	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的な修理の場合、着手の30日前までに市町村と県を經由して文化庁長官に現状変更の届出。	文化財保護法第64条	
登録有形民俗文化財	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第90条 (同法第61条を準用)	
	所在場所の変更	変更後20日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第90条(同法第62条を準用) 規則④第12条	
	修理	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的な修理の場合、着手の20日前までに市町村と県を經由して文化庁長官に現状変更の届出。	文化財保護法第90条 (同法第64条を準用)	
登録記念物	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を經由して文化庁長官に届出 (特定非常災害※の特例あり)	文化財保護法第133条 (同法33・118・120条を準用)	
	復旧	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的な修理の場合、着手の30日前までに市町村と県を經由して文化庁長官に現状変更の届出。	文化財保護法第133条 (同法第64条を準用)	

災害時における変更後の所在場所変更の根拠規則(文部科学省令)

- ①国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則
- ②重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則
- ③登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則
- ④登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則

※特定非常災害の特例

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により、期限内に履行されなかった法的な義務について、指定日までの履行をもって免責されることが定められている。対象となる非常災害及び指定日はその都度政令で指定。各省庁は対象となる措置について通知により周知している。近年の災害では、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨が特定非常災害に指定されている。

文化財が被災した際に必要な手続き一覧(県指定等文化財)

	文化財類型	事項	手続きの概要	根拠条例等
県	重要文化財	滅失、毀損	市町村を経由して速やかに県知事に届出	県文化財保護条例第11条
		所在場所の変更	災害等緊急の場合は変更後に市町村を経由して県知事に届出(通常は事前に届出)	県文化財保護条例第12条 同施行規則第10条
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可免除。本格的な修理の場合、県知事の現状変更許可(着手の30日前までに申請)もしくは事前の届出が必要	県文化財保護条例第17・18条 同施行規則第11条
	重要有形民俗文化財	滅失、毀損	市町村を経由して速やかに県知事に届出	県文化財保護条例第33条 (同第11条を準用)
		所在場所の変更	災害等緊急の場合は変更後に市町村を経由して県知事に届出(通常は事前に届出)	県文化財保護条例第33条 (同第12条を準用)
		修理	本格的な修理の場合、着手の15日前までに市町村を経由して県知事に現状変更の届出もしくは事前の修理届出が必要	県文化財保護条例第32・33条 (同第18条を準用) 同施行規則第18条
	史跡名勝天然記念物	滅失、毀損	市町村を経由して速やかに県知事に届出	県文化財保護条例第42条(同第11条を準用)
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可免除。本格的な修理の場合、県知事の現状変更許可(着手の30日前までに申請)もしくは事前の届出が必要	県文化財保護条例第42条(同第17・18条を準用) 同施行規則第24条(同施行規則第11条を準用)

災害関係に関する参考資料リンク集

○災害リスクの把握

- ・[群馬県地震被害想定調査](#)
- ・[群馬県水害リスク想定マップ](#)
- ・[大規模噴火のハザードマップ\(浅間山\)](#)

○文化財所在場所情報の検索

- ・[マッピングぐんま](#)
- ・(群馬県立文書館) [目録検索](#)
- ・(国文研) [史料所在情報データベース](#)
- ・(国文研) [史料情報共有化データベース](#)

○各種資料(ガイドライン・マニュアル・手引き等)

◇文化庁

- ・[国宝・重要文化財\(建造物\)の防火対策ガイドライン](#)
- ・[国宝・重要文化財\(美術工芸品\)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン](#)
- ・[文化財防災ウィール](#)
- ・[文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針](#)

◇文化財防災センター(データ集)

- ・[水損紙資料【乾いた状態で行うクリーニング】\(動画\)](#)
- ・[水損紙資料【水を用いた洗浄の方法】\(動画\)](#)
- ・[水損紙資料【乾燥の方法】\(動画\)](#)
- ・[汚損紙資料のクリーニング処置例\(動画\)](#)
- ・[被災民俗資料のクリーニング処置例\(動画\)](#)
- ・[被災自然史標本の処置例と減災対策\(動画\)](#)

◇群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会

- ・[地域史料保存活用の手引き①ー所在確認・調査・自宅保存編ー\(PDF\)](#)
- ・[地域史料保存活用の手引き②ー収集・施設保存・防災編ー\(PDF\)](#)
- ・[地域史料保存活用の手引き③ー目録作成・装備・公開編ー\(PDF\)](#)
- ・[史料保存の手引き\(PDF\)](#)

市町村 文化財担当部局 連絡先一覧

No.	市町村名	文化財保護担当課名称	メールアドレス	電 話
1	前橋市	文化財保護課	bunkazai@city.maebashi.lg.jp	027-280-6511
2	高崎市	文化財保護課	ky-bunkazai@city.takasaki.lg.jp	027-321-1292
3	桐生市	文化財保護課	bunkazai@city.kiryu.lg.jp	0277-46-1111
4	伊勢崎市	文化財保護課	bunkazai@city.isesaki.lg.jp	0270-75-6672
5	太田市	文化財課	040900@mx.city.ota.gunmajp	0276-20-7090
6	沼田市	文化財保護課	bunkazai@city.numata.lg.jp	0278-23-2111
7	館林市	文化振興課	bunka@city.tatebayashi.gunmajp	0276-74-4111
8	渋川市	文化財保護課	bunkazai@city.shibukawa.gunmajp	0279-52-2102
9	藤岡市	文化財保護課	k-bunkazai@city.fujioka.lg.jp	0274-23-5997
10	富岡市	文化財保護課	bunkazai@city.tomioka.lg.jp	0274-62-1511
11	安中市	文化財保護課	furusato@city.annaka.lg.jp	027-382-7622
12	みどり市	文化財課	bunkazai@city.midori.lg.jp	0277-76-1933
13	榛東村	教育委員会事務局	mimikazarikan@vill.shinto.gunmajp	0279-54-1133
14	吉岡町	生涯学習室	bunkazai@town.yoshioka.gunmajp	0279-54-9443
15	上野村	上野村教育委員会事務局	kyoiku@vill.gunma-ueno.lg.jp	0274-59-2657
16	神流町	教育委員会事務局	kyoiku@town.kanna.gunmajp	0274-58-2111
17	下仁田町	教育委員会 文化財保護係	info@town.shimonita.lg.jp	0274-82-5345
18	南牧村	教育委員会事務局	soumu@vill.nanoku.gunmajp	0274-87-2011
19	甘楽町	社会教育課	bunkazai-k@town.kanra.lg.jp	0274-64-8324
20	中之条町	生涯学習課	bunkazai@town.nakanojo.gunmajp	0279-76-3111
21	長野原町	教育課文化財保護対策室	bunkazai@town.naganohara.gunmajp	0279-82-5150
22	嬭恋村	教育委員会事務局	siryoukan@vill.tsumagoi.lg.jp	0279-97-3405
23	草津町	草津町教育委員会事務局	kiinkai-shakyo@town.kusatsu.gunmajp	0279-88-0005
24	高山村	教育課	t-kyoiku@vill.takayama.gunmajp	0279-63-3046
25	東吾妻町	社会教育課	ky-bunkazai@town.higashiagatsuma.gunmajp	0279-68-2261
26	片品村	教育委員会事務局	kyoiku@vill.katashina.lg.jp	0278-58-2144
27	川場村	教育委員会事務局 生涯学習係	kobayashi-n@vill.kawaba.lg.jp	0278-52-3458
28	昭和村	教育委員会事務局	kyoiku@vill.gunma-showa.lg.jp	0278-24-5120
29	みなかみ町	生涯学習課	office-kyo-syo@town.minakami.lg.jp	0278-25-5025
30	玉村町	生涯学習課 文化財係	rekisi@town.tamura.lg.jp	0270-30-6180
31	板倉町	教育委員会事務局	k-gakusyuu@town.gunma-itakura.lg.jp	0276-82-2435
32	明和町	生涯学習課	shougai@town.gunma-meiva.lg.jp	0276-84-4491
33	千代田町	教育委員会生涯学習係	s-gaku@town.gunma-chiyoda.lg.jp	0276-86-6311
34	大泉町	生涯学習課	syogai-gakusyuu@town.oizumi.gunmajp	0276-63-3111
35	邑楽町	生涯学習課文化財係	further-ed@town.ora.lg.jp	0276-47-5043